

## 総務文教委員会記録

### ○開催日時

平成25年12月12日 午前9時59分～午後3時14分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（7人）

委員長	福元光一	委員	成川幸太郎
副委員長	徳永武次	委員	下園政喜
委員	杉藪道朗	委員	森満晃
委員	川添公貴		

---

### ○その他の議員

議員	永山伸一	議員	持原秀行
議員	井上勝博		

---

### ○説明のための出席者

総務部長	今吉俊郎	祁答院分署長	植村大八
総務課長	田代健一		
秘書室長	上戸理志	教育部長	中川清
文書法制室長	堀ノ内孝	教育総務課長	鮫島芳文
財政課長	今井功司	学校教育課長	原之園健児
財産活用推進課長	平原一洋	社会教育課長	橋口誠
税務課長	山口秀昭	文化課長	岩元ひとみ
収納課長	枇杷繁	市民スポーツ課長	湯原忍
契約検査課長	堂元清憲	少年自然の家所長	上村実行
危機管理監	新屋義文	中央図書館長	米丸一己
防災安全課長	新盛和久		
原子力安全対策室長	遠矢一星	選挙管理委員会事務局長	森園一春
会計課長	今吉美智子	監査事務局長	知識伸一
		公平委員会事務局長	
消防局長	上村健一	議会事務局長	田上正洋
消防総務課長	菅牟田哲	議事調査課長	道場益男
警防課長	福山忠雄		
予防課長	奥正人		

---

### ○事務局職員

議事調査課長	道場益男	議事グループ専門員	久米道秋
課長代理	南輝雄		

---

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 ( 警 防 課 ) ( 予 防 課 )
議案第142号 財産の取得について 議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課
議案第143号 薩摩川内市郷土館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第144号 薩摩川内市入来麓旧増田家住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第146号 薩摩川内市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第145号 薩摩川内市川内歴史資料館等の指定管理者の指定について 議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 化 課  ( 中 央 図 書 館 )
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	中 央 図 書 館
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 ス ポ ー ツ 課
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社 会 教 育 課 ( 中 央 公 民 館 )
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	少 年 自 然 の 家
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	総 務 課
(所管事務調査)	秘 書 室
(所管事務調査)	文 書 法 制 室
議案第139号 薩摩川内市税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の 制定について 議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 政 課
(所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
議案第140号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	契 約 検 査 課
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	会 計 課
(所管事務調査)	公 平 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	監 査 事 務 局
(所管事務調査)	議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（福元光一）ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△消防局の審査

○委員長（福元光一）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）まず、議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（菅牟田 哲）改めましておはようございます。消防総務課でございます。

議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算、消防局予算に関する補正予算について御説明申し上げますので、各会計予算書、予算に関する説明書（第3回）の54ページをお開きください。

9款1項消防費、1日常備消防費では、補正額178万8,000円の減額でございます。内容としましては、右側説明欄にございます、主に職員給料等の減額調整でございます。

続きまして、3日常備消防施設費では、補正額127万円の増額でございます。内容としましては、右側説明欄にございます下甌分駐所職員待機宿舎1棟に係る維持補修のための修繕料を計上をさせていただいたところでございます。

以上で、消防局所管に関する補正予算についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま、当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○予防課長（奥 正人）予防課でございます。

資料の1ページをお開きください。

1、第17回自衛消防隊消火競技大会について、御報告いたします。

平成25年10月25日、薩摩川内市運動公園内第3駐車場において、薩摩川内市防火管理協会と危険物安全協会加入事業所、32事業所、141人が参加をしまして、自衛消防隊の消火救急大会を実施いたしました。

内容、目的ですが、自分の職場は自分たちで守るという防火管理意識を養うとともに、消火器や屋内消火栓の取り扱いの習熟を図り、災害発生時の被害軽減を図ることを目的に実施したものでございます。

大会結果につきましては、下の表のとおりでございます。

続きまして、2、病院・医院に対する緊急立入検査について御報告いたします。

実施期間は平成25年10月13日から18日の6日間で行いました。

これは、10月1日福岡市で発生した病院火災を受け、今後、類似の火災発生を防止するため、市内の入院施設のある病院を対象に緊急の立入検査検査を実施し、避難設備の維持管理状況、防火戸の管理状況、夜間の防火管理体制、火気使用器具の管理状況等について確認したところでございます。

なお、立入検査の結果は下の表のとおりでございますが、重大な違反はありませんでした。また、違反事項につきましては、全て改善済みでございます。

以上でございます。

○**祁答院分署長（植村大八）** 祁答院分署長の植村です。

資料2ページをお開きください。

3の職場体験学習について御説明いたします。

本年9月25日から26日まで、海星中学校、川内南中学校の各学校の生徒延べ6人が各署所において、職場体験学習を行いました。

学習内容は資料記載のとおりであります。

なお、平成25年1月から11月30日までに7回の職場体験学習の受け入れをし、延べ55人が参加しております。写真は、川内南中学校の生徒の放水訓練です。

続きまして、4の各消防署の見学について御説明いたします。

本年9月から11月30日までに、合計448人が、各消防署を見学を訪れています。なお、平成25年1月から11月30日までに34回の見学がありまして、見学者は延べ1,543人です。

続きまして、資料3ページをお開きください。

5の自主防災組織等の訓練実施状況について御説明いたします。

本年9月から11月30日までの訓練状況ですが、中央署を初め各署所で訓練指導を行っております。訓練内容、参加機関については、資料記載のとおりであります。なお、参加人員につきましては、合計1,476人です。

また、平成25年1月から11月30日までの訓練実施回数は、下段に記載のとおり116回で、各地域での出前講座等による訓練指導で、昨年の約2倍となっております。参加人員につきましては、11月末現在で延べ3,223人です。

続きまして、資料4ページをお開きください。

6の秋季全国火災予防運動に伴う主な行事等について御説明いたします。

(1)の各消防署の消防演習についてですが、11月9日から12日までに、各署所で消防演習を行っております。訓練場所、参加機関については資料記載のとおりであります。なお、参加人員につきましては、延べ358人です。

下段に写真を掲載してあります。

続きまして、資料5ページをお開きください。

(2)の各地域での防火の呼びかけ及び防災教室についてですが、11月9日から15日にかけて、管内の各地域で防火の呼びかけを行っ

ております。呼びかけ場所、内容については、資料記載のとおりであります。参加者等については、約4,230人でありました。

下段には、呼びかけ風景を掲載してあります。

以上でございます。

○**警防課長（福山忠雄）** 引き続き説明いたしますので、委員会資料の6ページをごらんください。

7の各種訓練・研修等につきまして、御説明申し上げます。

(1)の集団救急事故訓練でございますが、9月11日に太平橋下流左岸におきまして、川内市医師会を初め、病院、純心女子大学等の協力を得まして、多数傷病者発生時の消防救急体制の確立を目的に実施いたしました。

(2)の原子力総合防災訓練につきましては、10月11日、12日の両日に、消防局、消防団から、合計車両62台212人で参加いたしましたところでございます。

資料7ページになりますが、(3)の緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練です。各県部隊の技術や連携活動、能力の向上を目的に、九州8県を持ち回りで毎年開催されるものでございまして、今回は11月27日から28日まで、沖縄県と那原町の中城湾港マリントウンで開催されました。本市からは車両3台、12人の隊員が参加いたしました。

(4)でございますが、明治27年に今日の消防団の前身となります消防組規則が、また昭和23年に消防組織法が施行されてから、消防団120年、自治体消防発足65周年の節目となることから、記念大会が11月25日に東京ドームで開催されました。

当日は、天皇、皇后両陛下御臨席のもと、内閣総理大臣を初め、関係省庁の大臣等が出席され記念式典がとり行われたところでございます。

本市からは、団員、職員合わせまして16人が参加いたしました。

なお、資料に添付しております左側の写真の説明が、まことに申しわけございませんが、安倍内閣総理大臣の名前が「安部」になっております。まことに恐れ入りますが、修正方をお願いいたします。

続きまして、資料8ページをごらんください。

8の薩摩川内市消防団の年末警戒でございますが、12月28日から30日までの3日間、市内

全域の各消防車庫・詰所で実施されます。

これに伴いまして、年末特別警戒慰問巡視を本土地域9班、甌島地域2班の計11班で、市長を初めとしまして両副市長、消防局長等を巡視官とし、資料に記載のとおり実施する予定でございます。

続きまして、資料9ページの下段になりますが、平成26年薩摩川内市消防出初め式を市内3会場で実施いたします。

川内会場につきましては、1月5日、日曜日、8時40分から分列行進を開始する予定であります。

場所につきましては、本年度同様に、太平橋と開戸橋の間の川内川河川敷向田側となります。

非常に寒い中、大変でございますが、十分な防寒対策をなされまして、御参列いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

**○予防課長（奥 正人）**最後のページをお開きください。

10、火災発生状況について御報告いたします。

(1)一番上の表でございますが、11月末現在、総件数が42件で、前年比3件の減少でございます。

また、損害額につきましては、3,369万1,000円で、7,333万9,000円の減少となっております。

次に、右の表ですが、火災による死者は1名で3名の減少。負傷者は3名で2名の減少となっております。

火災件数42件の内訳は、(2)の地域別火災発生状況の表のとおりでございます。

火災の区分ごとに合計欄を見ていただきますと、建物火災が15件、これは総件数の35.7%に当たります—が発生をし、このうち半焼以上の炎上した火災が9件、建物のうち住宅の火災が9件となっております。

建物火災以外では、林野火災が2件、車両火災が1件、その他火災が24件となっております。

また、地域別では、表の下の部分、網かけの部分でございますが、樋脇地域が前年比1件、東郷地域が2件、祁答院地域が2件、下甌地域が2件、鹿島地域が1件、それぞれ減少し、一方、川内、入来、里地域で若干増加している状況でございます。

次に、(3)の月別火災発生状況ですが、5月

に8件、9月に6件発生しておりますが、その他の月は1件から4件のペースで推移している状況でございます。

なお、損害額が著しく減少をしておりますのは、(3)の月別火災発生状況の表のうち、建物の合計欄を見ていただきますと、建物火災の件数が前年度23件に対しまして、本年は15件に減少していること。また、昨年のデータには記載をございませんが、(2)の表の炎上火災が前年度15件に対しまして、本年が9件に減少していること。さらに、住宅火災が前年度18件に対しまして、本年が9件に減少していることが損害額減少の主な理由でございます。

以上でございます。

**○警防課長（福山忠雄）**引き続き、救急の発生状況につきまして御説明申し上げます。

平成25年11月末現在の救急件数は3,520件で、対前年比マイナス120件でございます。

なお、救急件数のうち、心肺停止や搬送困難な場合に救急活動を実施する人員をふやし、応急手当や救急車までの搬送時間を短縮し、救命率の向上を図ることを目的に実施しております、救急車と同時に消防車を出動させます、いわゆるPA連携は3,520件のうち252件ございました。

(4)の地域別では、樋脇、東郷、祁答院地域で多く減少しておりまして、救急の種別では、主に急病が115件、交通事故が33件と減少しているところでございます。

救急出動件数の減の要因につきましては、軽傷者の搬送率が前年と比較いたしまして3ポイントほど減少しております。これにつきましては、救急車の適正利用が、少しずつではございますが市民の皆様浸透してきているのではないかと考えているところでございます。

(5)の月別でございますが、9月から3カ月連続で減少しておりまして、このまま推移いたしますと、出動件数は前年より減となる見込みでございます。

下段のドクターヘリに関しましては、11月末までに22件要請しております。

内訳は、搬送種別で、現場搬送が6件、施設間搬送、いわゆる病院間の搬送が15件、キャンセルが1件でございます。

地域別では、本土地域が12件、甌島地域が

10件でございます。

以上で、救急の発生状況について御報告を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（下園政喜）消防庁舎が順調に進んでいるように思いますが、工程の件と、もう一つ、完成の見込みと、俗に言う完成見学会じゃありませんけども、一般公開というのはいつごろを考えてらっしゃるか教えていただけますか。

○消防総務課長（菅 田 哲）現在の新庁舎の建設の状況でございます。

現在、本体庁舎については、平成24年度で設備等も含めて契約をし、現在3階までの生コンクリートも全て打ち上がっております。

今、1階、2階の外壁のタイル工事を実施しております。

あと、1階の玄関の左に防災研修センターがございます。その、今、コンクリートの部分の工事をしております。

その他、各1階部分、2階部分の空調設備、あるいは電気配線設備、その他、内部の造作の工事を今現在やっているところでございます。

また、11月に訓練棟、3棟の契約の発注をいたしました。それに伴いまして、今現在、地盤の整備をしているところでございます。

また、外構工事についても、12月の初めに発注をしたところであります。

工期については、おおむね本体庁舎が2月末を考えております。訓練棟については、来年5月30日でございます。

竣工予定であります。それらを含めて全て検査をいたしまして、7月に竣工をする予定でございます。

それに伴いまして、今、式典準備委員会等も消防局のほうで実施をしております。一般公開についてもする予定で、今、考えております。

以上でございます。

○委員（成川幸太郎）火災の件でちょっと教えていただきたいんですが、火災が建物、林野、車両というぐあいに出て、その他火災というのが川内で16件起ってるんですが、その他火災といたらどんなものがあるんでしょう。

○予防課長（奥 正人）まず、先ほどの資料の（2）のところを見ていただければ、火災の区分を示してあるんですけども、建物とか林野とか車両とか、これが火災の種類でございます。

その他というのが、ここに書いてある建物でもない、林野でもない、車両でもない、あと航空機とか、それから船舶火災とか、そういうものもあるんですけども、本市では発生しておりませんので、ここには記載してございませんけれども、それ以外のものをその他火災というふうに言っております。

例えば、枯れ草火災とか、そういったものがその他火災に該当します。あるいは、電柱の火災もたまにあるんですけども、電柱火災ですね、それあたりもその他火災の中に含まれるということでございます。

以上でございます。

○委員（徳永武次）住宅火災警報器は、ここ九十何%でしたか、設置率が。

一番の問題は、アパートとか、その辺の設置状況はどうなんですか。

○予防課長（奥 正人）アパート、それからマンション、いわゆる共同住宅を含めて94%の設置率ということでございます。

○委員（徳永武次）100%というのが目標だと思うんですけど、その6%ぐらいはやっぱり言うこと聞かないんですかね。

○予防課長（奥 正人）幾らお願いをしてもなかなかつけていただけないところもあります。

ただ、あと6%なんですけれども、少しずつではありますけれども、設置率が上がってきておりますので、来年度にはまたさらに94%から95%、96%という形に推移をしていくものと期待をしております。

以上でございます。

○委員（徳永武次）大変ですけど、頑張ってください。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で消防局を終わります。

御苦労さまでした。

△教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（福元光一）次に、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第142号 財産の取得について

○委員長（福元光一）まず、議案第142号財産の取得についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文）議案つづり、その1の142-1ページをごらんいただきたいと思っております。

議案142号財産の取得について御説明申し上げます。

提案理由については、さきの本会議で部長が説明いたしましたので、省略させていただきます。

取得する財産でございますが、財産の名称は教育用コンピュータであります。

数量は、教育委員会事務局並びに小学校29校及び中学校13校にコンピュータ210台及びその周辺機器等を購入するものでございます。

コンピュータ210台の配置につきましては、142-2ページに記載のとおりであります。

今回は、平成17年度に購入したものを更新するものでございまして、周辺機器の購入におきましては、パソコンのOSであるウィンドウズXPをウィンドウズ7へ、434台バージョンアップする分が含まれております。

これによりまして、平成26年度に更新予定のコンピュータを除いて、小中学校の全てのコンピュータが、ウィンドウズXPのサポート終了問題から解消されることとなります。

また、取得価格でございますが、4,707万1,500円でございます。

取得の相手方につきましては、鹿児島市金生町4番10号富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店支店長、池田憲一様という形になっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）今、説明があったんです

けども、この4,700万円という、単純にこの台数で見たら20万円を超えるパソコン単価になると思ってたんですが、今、XPからウィンドウズ7にかえられる費用とか。その内訳は、1台当たりのパソコンの購入価格というのはどの程度になってるのでしょうか。

○教育総務課長（鮫島芳文）1台当たりの、コンピュータは約13万円になります。

○委員長（福元光一）ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止しておりました議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文）それでは、教育総務課分の補正予算について御説明を申し上げます。予算に関する説明書の55ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出につきましては、10款1項2目事務局費の事項、事務局管理費は1,318万7,000円を増額補正するもので、給料等の人件費につきましては、異動等に伴う増減調整分があります。

旅費の減額につきましては、4月1日付で学校教育課及び少年自然の家へ学校現場から異動してきました職員の赴任旅費等の不用分を減額するものでございます。

また、委託料と工事請負費につきましては、補正予算の概要の7ページ下段に記載してございますけれども、閉校跡地の旧寄田小学校と旧倉野小学校のプールにつきまして、そのままにしておく危険性であるという地域住民の声がございますために、解体の設計委託料と工事費を計上するものでございます。

続きまして、2項1目小学校管理費の事項、小学校管理費は、278万4,000円を増額補正するもので、職員手当等の人件費につきましては、職員の異動等に伴う増減調整分でございます。

次の2目小学校教育振興費の事項、小学校近代教育設備費につきましては、先ほど説明申し上げました教育用パソコン購入に当たっての電源立地地域交付金充当による財源調整でございます。

次に、予算に関する説明書の57ページをお開きください。

3項1目中学校管理費の事項、中学校管理費の136万5,000円を増額補正するものでございまして、職員手当等の人件費につきましては、異動に伴う増減調整でございます。

次に、2目中学校教育振興費の事項、中学校近代教育設備費につきましては、これも先ほど御説明申し上げました教育用コンピュータ購入に当たっての電源立地地域交付金充当による財源調整でございます。

次に、予算に関する説明書の58ページをごらんください。

4項1目幼稚園管理費の事項、幼稚園管理費の352万6,000円を増額補正につきましては、職員の異動等に伴う増減調整分でございます。

続きまして、7ページをお開きください。7ページの第2表、繰越明許費補正でございます。

10款1項の閉校跡地等プール解体事業費1,053万円につきましては、旧寄田小学校、それから旧倉野小学校のプール解体につきまして、設計委託終了後に解体工事となるために、年度内に完成が見込めないことから繰越明許費補正を行うものでございます。

以上で、教育総務課分についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○学校教育課長（原之園健児） それでは、学校教育課に係る補正予算の歳出予算について御説明いたします。

平成25年度第3回補正、予算に関する説明書の55ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、事項、奨学育英事業費54万円の増額は、旧鹿島村の規定に基づき返還免除となった債権について、基金額を補填するための増額補正でございます。

同じく、3目教育振興費、事項、教育指導費61万4,000円の減額は、児童生徒知能・学力検査業務委託の実績に伴う減額補正でございます。

同じく、事項、教育育成費53万円の減額は、甌アイランドウォッチング事業補助金の実績見込みに伴う減額補正でございます。

同じく、事項、教育派遣費100万円の減額は、A L T帰国旅費の執行残の減額補正でございます。

同じく、5目学校保健費、事項、日本スポーツ振興センター共済給付事業36万2,000円の減額は、執行残による減額補正でございます。

続きまして、58ページをお開きください。

同じく、4項幼稚園費、2目幼稚園教育振興費、事項、幼稚園扶助費5万8,000円の増額は、上甌地域での幼稚園送迎の距離延伸に伴う燃料費の不足分及び幼稚園スクールバスの車検に伴う重量税等の不足分の増額補正でございます。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

予算に関する説明書の16ページをお開きください。

13款分担金及び負担金、2項負担金、3目教育費負担金、3節日本スポーツ振興センター掛金9万6,000円の減額は、執行見込みによる減額補正でございます。

19ページに移ります。

同じく、15款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費補助金、6節教育総務費補助金26万9,000円の減額は、採択補助金名称の変更のため、観察実験アシスタント配置事業補助金を全額減額し、新たに理科教育設備整備費補助金を計上するものでございます。

以上で、学校教育課に係る平成25年度第3回補正予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。



○委員（杉藺道朗）閉校跡地のプールの解体作業の件でちょっと教えていただきたいんですけども、それぞれ設置後何年たっているのか。

それから、地元から安全性云々ということで、撤去の方向に至ったということでありませうけれども、活用策としては何かなかったのか、そこあたりを含めて答弁ください。

○教育総務課長（鮫島芳文）寄田小学校につきましては昭和53年、それから倉野小学校については昭和55年ということで、約35年から40年たっているという状況でございます。

それと、当初、プールにつきましては消防水利という形でしてたんですけども、1年たつと、実際、上に屋根がないものですから緑の藻がつかまして、消防のほうと協議しまして、消防としては、逆に消防水利としても使ったときに、逆に藻がポンプ車の中に、ろ過はするんだけど入ってしまって、ポンプが使えるなくなるということで。1年たったものについては実際、消防水利としては使えないという、完全な暗室の中にあるような防火水槽だと大丈夫だけど、やはり光の入っている分は使えないということでしたので、一応、地元とも協議をいたしまして、水も抜かせていただいているという状況でございます。

○委員（杉藺道朗）現状はよくわかりました。

両施設とも、ある意味、過疎地域のプールでありますけれども、当然、解体、そしてある意味、埋め戻し、更地的な形になるのかなと思うんですが、例えばコンクリートで当然つくられてますので、子どもたちの、一つには——これは決まっていますから、なんですけど、例えばローラースケートをするときの、そういう中で遊べるような、何かそういうのも活用できなかったかなと思ったりしたんです。

確かに、子どもが少なければやむを得ませんけれども、そういうこともあってよかったのかなと思ったりはしましたが、跡地のほうはそういう形で整理をされるのかお答えください。

○教育総務課長（鮫島芳文）一応、撤去しまして、あそこは完全な更地になりますので、運動敷地もしくは構造物がないという形になります。

今後、いろんなところで引き合いがあったときには、敷地が広くなった分、活用策も出てくるというふうには思っているところです。

○委員（川添公貴）同じ10款1項2目の同じ

件なんですけど、今回、地元の要請によってこの予算が計上されたわけなんですけど、廃校が今後どんどんふえてくる中で、単発的にこういう形で出されるというのはいかがなものかなという思いが一つ。

なぜかという、全体像の、廃校跡地の計画をどのように持っていくのか。普通財産に持っていくのか、教育財産のままに置くのかという方向性を、ある一定のものをつくった上でプールの処理をどうするのか、校舎をどうするのかということがあるべきだろうと思います。

については、聞きたいのは、そういう全体像の中で繰越明許までしなければならぬ状況にあるのかどうか、そこをお聞かせ願いたい。

2問です。

○教育総務課長（鮫島芳文）一応、全体的には、廃校になりました学校につきましては、普通財産という形で、議会でも一般質問があったときも答弁してはありますが、1年、教育委員会の中で、いろんな備品、いろんな水道、電気等の切り回しをしまして、1年後に財産活用推進課のほうに移管するというふうにしております。

あわせてプールにつきましては、年次的に閉校になったところの分で、地元からの要望がある、危険だという——特に水が入っていると、やはり地元からは西方小学校なんかにつきましても、水を早く抜いてくれというような要望がございました。

そういうものも含めまして、廃校をしてる学校につきましては、年次的に、できれば2校ぐらいずつ解体をしていきたいというふうに考えているところです。

それにつきましては、また地元と必ず前もって、地区コミと、消防水利の話がありますので、事前に地元と協議をしまして、プールについては解体をしていきたいというふうに考えているところです。

○教育部長（中川 清）川添委員おっしゃったように、補正予算に繰越明許まで出してあるというのは、非常に唐突感があるというふうに思われたんではないかなと思います。

計画としましては、今、課長が説明しましたとおり、私も年次的な解体というものを考えてございました。

平成26年度に計上したいというふうに考えておったんですが、財源対策のものもありまして、

総務部と協議した結果、少し、平成26年度の予定のものを平成25年度に計上し直したほうが後年度の財源対策としてもいいのではないかという協議を踏まえて今回挙げたものでございます。

緊急、平成26年度の予定していたものを前倒しで実施をしたという形で御理解いただければと思います。

以上です。

**○委員（川添公貴）** そのこの財源内訳については理解しました。前倒し発注と。15カ月予算と同等のような考え方だろうということに理解しますけど。

普通財産に持っていくというのは聞いてましたので、そのこの普通財産に持っていく、その後の利用計画を、全体像を市としてどうつくっていくのかということ、つくった中でプールの廃止とか、そういうことを検討していくべきだろうとは思っていますよね。

せっかく出された予算なんで、そこら辺を踏まえて、今後、計画をもっと練っていただきたいというのが一つ。

それから、防火用水、防火用水とおっしゃいますけど、当然、ここは過疎地なんで、今、ほかのところでやっているのは釣り堀センターとか、そういうところもあるんですよね。

ですから、単に壊すだけが一つの目的であってはならないだろうと思います。

ついては、先ほど言いましたように、どういう計画がふさわしいのかということをもう一回地元と相談されるようにお願いしたいとは思いますが、御意見をお聞かせ願いたい。

**○教育部長（中川 清）** 役所の協議の体制が不十分ではないかという御意見だと思います。

この件につきましては、教育財産から一旦学校を廃止して、所管としては教育委員会が所管する普通財産と。そのあと、一定の、電気の切り回しでありましたり、今回のこういったプールの解体等もした後に、全体の普通財産の所管課である財活に引き継ぐというような形態をとっておりますが、おっしゃったように、いつの時点でどういう協議をするのかというのは少し見えにくいところがありますので、初期の受け入れの教育委員会と。そのときに相談のあるケースもあるわけですから。それから、そのあとの財活とのつなぎであったり、財活の検討であったり。一つは今ほど出ましたコ

ミュニティの関係もございますから、コミュニティ課、財産活用推進課、教育委員会ですね、近いうちに会議をして今後の進め方、今ほど委員がおっしゃったようなことも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○委員（川添公貴）** ぜひ、そういう形でやっていただきたいと思います。

今、教育財産から普通財産に移してしまえば、もう関係ないんだよというんじゃないくて、閉校するときに受けた情報というのは教育委員会が持っているんで、そこを十分参酌して、協議をするためには、やっぱり一体的に。部長がおっしゃったような形でやっていかれることを希望したいと思います。

というのは、年度はちょっとわからないんですが、平成29年か平成30年、平成28年かよくわからないんですけど、統合が5校か6校、一遍に閉校になってしまう予定ではあるんで、そういうことも見据えていく中で。ぜひ、この予算を今回計上されたわけですけど、今後もそういう計画を組んでいかれる中で予算計上されることをぜひお願いしておきたいと思います。

以上です。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（井上勝博）** 2点ほどお聞きしたいと思います。

一つは、先ほどの教育用パソコンについては――あのときに言えばよかったんですが、ここでもまた財源調整のところに出ておりますので、質問したいと思うんですが。先ほど、1台当たり20万円ぐらいになるんじゃないかというお話があって、正確には22万円ぐらいということになるんですが、ソフトも含めてということになってるのでしょうか。ソフトはどういうふうに権利というか、購入はどういうふうになっているのか、もう少し教えていただきたいと思います。

それから、奨学資金の貸付金については、返還免除があったということで、これは理由がちょっと聞けてなかったものですから、返還免除というのがあったということだけだったわけですが、少し説明いただきたいと思います。

○教育総務課長（鮫島芳文）教育用コンピュータのソフトについてでございますが――パソコンについては先ほど申しました、実際には、1台当たり13万5,000円ぐらいかかるんですけども、その中に一応、基本的なソフトは入っております。

そのほかに、別途ウイルス対策用のソフトとか、あと一太郎とかを使う部分は新たに別途購入しております。それが、大体210台分で500万円ぐらいかかっております。

そのほか、今度は各機械セットアップしていきますので、そのセットアップにかかる経費が約500万円ぐらいかかるということで、その部分がパソコンの部分にまた上乘せ、全体的には1台当たりの単価が高くなっていくという形になっているところでございます。

○学校教育課長（原之園健児）旧鹿島村の奨学資金の件でございますけれども、旧鹿島村奨学資金条例施行規則の中で、高校卒業後5年を超えて10年未満の期間については、鹿島村に居住したときは返還の半額を免除するということになっております。

それを受けまして、奨学資金を借りていらっしゃる方が返還免除願いを出されましたので、それに基づきまして半額の54万円を免除するというところでお願いしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文）委員会資料の別冊になっております平成25年度教育委員会事務事業点検・評価結果報告書をごらんいただきたいと思っております。

本評価制度は、1ページの実施要領、1の趣旨・目的に記載にありますように、平成19年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を受けまして、平成21年度から教育行政事務の管理及び執行状況について、毎年、点検・評価を実施しているところでございます。

点検・評価する事業は、平成24年度に実施した事業を、1ページ、2ページに記載の実施要領に基づきまして、教育部の各課、各グループの原則1事業を対象として、今回は14事業について、対象・手段、市で実施する必要性があるかの妥当性、それから事業費・人件費の削減余地があるかについての効率性、それと成果の達成度・向上余地があるかについての有効性について、一次、二次の内部評価を行った後に、2ページに記載してあります5人の行政評価会議委員によりまして、外部評価を行っていただいたものでございます。

今回、点検・評価対象した事業につきましては、4ページの一覧表のとおりであります。評価結果の詳細につきましては7ページ以降に各事業ごとに評価表を添付してございますが、本日は5ページ、6ページの一覧表に基づきまして概要を説明させていただきたいというふうに考えております。

5ページを見ていただければと思います。

各事業を、左から内部評価の一次評価・二次評価、そして右側に外部評価結果を記載しております。

一次評価の一例を見ていただければと思いますが、事業ナンバー1の学校施設整備事業につきましては、一次の内部評価の手段・計画欄に記載してありますとおり、緊急性のあるものから順次、年次的に耐震補強や大規模改造により整備を進めるとして、手段の妥当性。それから安全性の確保を目的に最低限度の整備を行うという効率性。安心して児童・生徒が学習できる環境の充実を図るという有効性を評価して、二次評価につきましても、妥当性・効率性・有効性とも二重丸となっております。

また、教育部長が行います二次評価におきましては、14事業のうち「現状のまま継続」としたものが8事業、それから、「見直しの上で継続・拡大」としたものが3事業であり、「見直しの上で継続」で手段の改善を行い継続するものが、事業ナンバー8の薩摩国分寺秋の夕べ、それからナンバー10のスポーツ合宿等誘致事業、6ページにありますナンバー13の総合主催、寺山こどもの日フェスタ、てらやまんちで遊ぼうよ、てらやまんちフェスタであります。

また外部評価では、各事業において、必要である、積極的に取り組むべき、継続実施してほしいなど、おおむね妥当との評価をいただいております。

すが、最後の外部評価のところを見ていただければと思いますが――5ページの事業番号2の英語力向上プラン事業のように、「市の財政状況も厳しい状況であるので、事業の必要性を説得するために、県内の実施状況、効果がわかる客観的な資料を示す必要がある」や7番目の少年愛護センター事業のように「将来を担う青少年の健全育成は、家庭・学校・地域が連携して、企業にも協力をお願いし、事業を進めてほしい」といった意見をいただいたところございまして、今後の事務事業の推進に当たり評価内容を反映させていく必要があると考えております。

今回の議会報告後、明けて1月には、これら評価結果につきましては市のホームページで市民に公表する予定でございます。

なお、事務事業評価についての詳細な質問等がありました場合には、後ほど関係課のほうで質問を受けまして、関係課のほうで回答させていただくという形をとりたいと思っております。

以上、教育委員会事務事業点検・評価結果についての報告でございます。

**○学校教育課長（原之園健児）** それでは、学校教育課について御説明をさせていただきたいと思っております。

総務文教委員会資料1ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

まず1番目でございますが、1ページをごらんいただきたいと思っております。川内中央中学校における熱中症等の事故後の状況について、報告をいたします。

川内中央中学校の体育大会は、9月15日から9月20日金曜日に延期いたしまして、全種目26種目を16種目に縮小し、実施いたしました。

当日は、学校医の御理解と御協力をいただきまして看護師1名を常駐し、緊急時の対応ができるように救急体制を整えて実施したところでございます。

大きなトラブルもなく、14時43分に無事終了しております。

平成26年度以降の運動会・体育大会の開催時期見直しにつきましては、御意見をいただいておりますところですが、市教委の基本方針といたしまして検討した結果、少しでも暑さが和らぎ、児童生徒への影響が少ない9月下旬を考え、中学校は、小学校運動会の前週、平成26年度は9月

28日を基準日に、小学校は、市民運動会の前週、平成26年度は10月5日を基準日として、来年度の計画に位置づけるように学校のほうに指導しているところでございます。

続きまして、コミュニティスクール推進の進捗状況について、御報告いたします。

9月の総務文教委員会におきまして、8月9日に実施いたしました第1回の委員会の状況につきましては御報告をしたところでございますが、その後、10月21日に南さつま市坊津学園に担当職員を視察のために派遣いたしまして、11月18日に、第2回の委員会では、坊津学園視察報告及び意見交換、今後の活動内容について、協議を行ったところでございます。

その協議の内容を受けまして、12月16日、17日に先進地視察といたしまして、福岡県春日市立春日東小学校、春日東中学校、春日市教育委員会、福岡教育大学を視察し、具体的な組織や運営の仕方、学校行事や地域行事との連携のあり方、学校運営協議会に取り組んだ成果と課題等について情報収集し、研究して、次年度の導入に向けての参考にしたいと考えております。

2月には第3回の委員会で、研究の成果と課題を明確にした上で、来年度の学校運営協議会導入について協議を進めていきたいと考えております。

教育委員会といたしましても、そのための規則の検討を進めていきたいと考えているところでございます。

この学校運営協議会やコミュニティスクールにつきましては、若干、市民の方々に、誤解をされているのではないかとというふうにご覧いただいているところがございます。

少し述べさせていただきますが、学校で公民館のような講座を開いてくれるのではないかなどかというようなこと、あるいは、学校が地域のために逆に何かしてくれるというようなこと、それもあるんですけども、コミュニティスクールの、コミュニティという言葉から、少し違うようなイメージを持たれている市民の方もいらっしゃるようになってきているところでございます。

学校運営協議会制度につきましては、この言葉のとおり、保護者や地域住民が学校の運営の計画づくりから加わっていただいたり、地域の力を学校運営に生かす、地域とともに学校づくりを行うための制度でございます。

学校運営に地域の声を生かす仕組みをつくるものでありまして、学校運営協議会を設置した学校をコミュニティスクールと呼んでいるところでございます。

もちろん、学校は校長を初めとする職員が中心になって学校教育を行っておりますけれども、コミュニティスクールに指定された学校につきましては、学校運営協議会を設置して、教育委員会から任命された保護者や地域の方々が一定の権限と責任を持って、校長が提案した学校経営方針をさらに考え、話し合っただけ承認したり、学校運営に意見を述べたり、学校、保護者、地域が同じ目標に向かって一緒に地域で子どもを見守ったり、地域の方が授業に参加していただいたり、学校応援団となって活動していただく、そういうような取り組みを通して、校長を中心に地域や保護者のつながり、ネットワークをつくりながら、子どもたちを取り巻く学校のさまざまな課題解決と一緒に活動してもらおうものと考えております。このことが、また地域の活性化につながっていくというふうに考えているところでございます。

このようなところで少し誤解を招いているような部分もあるようですので、また、今後、委員の方々にも御協力いただきながら、お力添えをいただいて学校運営協議会とかコミュニティスクールについてもお話いただければありがたいと思っております。お力添えをいただければと思っております。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思っております。

川内学校給食センターの給食食材(成果物)の不適正な納入について、報告をいたします。

このことにつきましては、10月9日の議員全員協議会の中で教育部長が報告したところでございますが、その後、保護者宛てにおわび文書を発出するとともに、五つの給食センター所長に検収体制の強化を、五つの給食センターに食材を納入している全ての納入業者に契約書等の厳守を指導するよう通知をいたしました。そして10月16日、川内警察署に今回の事案を相談し、調査を依頼したところでございます。

また、これまで川内学校給食会緊急理事会、代議員会、薩摩川内市学校給食運営審議会、教育委員会定例会におきましても、経緯と対応について報告をさせていただいたところでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

平佐西小学校の通学区域における指定学校の弾力化についてでございます。

このことにつきましては、本会議の中で教育長が答弁したとおりでございます。

内容は重なりますが、3番の今後の進め方のところを少し補足させていただきます。

本日の夕方、平佐西小学校、川内小、平佐東小学校のPTA役員及び校長等へ説明させていただいて、1年生から5年生までは、12月16日から1月9日まで児童募集を行う予定にしております。新1年生につきましては、1月下旬の入学通知書で案内して募集を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○教育部長(中川 清)** 東郷の小中一貫校の関係について、資料はございませんが、補足の説明をさせていただきます。

閉会中に、東郷の小中一貫校の建設予定地のほうを現地視察をしていただきました。

その際に私のほうで、12月の総務文教委員会の方に、もう少し具体の配置図等を提出をしたいというふうに申し上げてございましたが、今回、提出に至っておりません。

これにつきましては、現在、県のほうと林地開発、これは市の場合は林地開発は要らないわけですが、前の、いわゆる地権者のほうで林地開発の手続をされておりましたので、この林地開発の解除の手続を今、協議をいたしております。

この協議に少し時間を要しております、簡単に言いますと、この協議が整わないうちは土地の取得のめどが立ちませんので、その前に具体の配置図をお示しするのは少し時期が早いのではないかとということで、今回は提出をいたしておりません。

おおむね年内、少し長引いた場合は1月の初旬までかかるかもしれませんが、そういった協議を踏まえまして、明けて1月の末には、先ほど申し上げました今回提出する予定でございました、もう少し詳しい配置図のほうを提出したいというふうに考えております。

なお、関連する予算につきましては、次の3月議会の方に提出をしたいというふうに考えておられて、あくまでも今つくっております基本計画の中の具体の配置図、もう少し詳しいものがで

きましたら閉会中の総務文教委員会、1月末まで  
にお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明が  
ありましたが、これを含めて、これより所管事務全  
般の質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（徳永武次）** コミュニティスクールの推  
進の、これ今、理解してるんですが、この規則の  
整備をされて、全校を実施するというのは大体ど  
の年度ぐらいからなんですか。

**○学校教育課長（原之園健児）** 全校と申します  
と、市内全ての学校ということでございますか。

現在、水引小学校、中学校で研究を進めており  
ます。

できれば、来年度、水引小学校、中学校におき  
ましてコミュニティスクールを推進できればとい  
うふうに考えております。

その状況を踏まえまして、今後、また全市的に  
どうやって広げていくかということについては検  
討してまいりたいと思っておりますので、今のと  
ころは、まだ全市的というところまで見通しを持  
っているところではございません。

**○委員（川添公貴）** ちょっと詳しく教えていた  
だきたいんですけど。説明資料2ページの件なん  
ですけど、警察に相談をされたということなんで  
すけど、どのような相談内容なのかというのを教  
えてもらいたいと思うんですよ。答えられる範  
囲でよろしく願います。

**○教育部長（中川 清）** 本件については、私の  
ほうから答弁をさせていただきます。

10月1日に1回目の報告書がベスト青果さん  
のほうから提出をされました。

その後、随時、私のほう、担当職員と合わせま  
して聞き取りをいたしてまいりましたが、その後、  
2回にわたりまして、追加で、いわゆる不正の納  
入を認める報告書が出されております。

結果としまして、納入業者、ベスト青果さん  
のほうについては、仕入れを複数の箇所からされ  
ておまして、それを納品も複数の箇所に出されて  
おります。

出されました報告書の裏づけといいますか、こ  
こが私どもの給食センターだけでしたら出し入れ  
がわかるんですけども、広範にわたる関係上、こ  
この調査の限界というものを考えまして、警察署

のほうにこの出し入れ全般含めて、出された報告  
書の検証ができるかどうか、それを御相談をした  
ところでございます。

川内警察署におきましては、現在、出されまし  
た9月の成果物納入につきまして、全体の仕入れ  
と納品の状況について、今、精査中であるとい  
うふうに聞いてございます。

**○委員（川添公貴）** 警察が事件処理をする状態  
に今あるということであるとするならば、告訴も  
しくは告発をしないと、警察としては動けないん  
で、何の容疑で告発・告訴をされたのか、できれ  
ば教えていただきたい。

**○教育部長（中川 清）** あくまでも、今回の川  
内警察署については、相談ということございま  
して、告発・告訴をしている、被害届を出して  
るということではございません。

今後、警察署のほうの調査結果を踏まえながら、  
他市の事例等を踏まえますと、不正の、いわゆる  
入札の妨害というようなことでのものもございま  
すが、そういった内容に当たるのかどうかとい  
うものについて、警察の調査結果を踏まえて判断  
をしたいというふうに考えております。

以上です。

**○委員（川添公貴）** わかりました。今後、その  
結果がわかったら、また教えていただきたいと思  
いますが。入札妨害というよりは、これは民事で  
すから、刑事告訴するんであれば詐欺罪ですよ、  
これしかない、この案件からいくと。

詐欺罪というのは他人を著しく不当に利益を侵  
害しているとかあるんですが、事案によっては  
停止処分とかいう事案もありますんで。一方、不  
可解に思ったのは、何でこういう案件を警察にだ  
け相談をして、一方はそういう相談をしなかつた  
のかということのはちょっと不思議だったので、ど  
ういう案件でまずは告訴されたのかなと思っ  
たんで聞いたところで、告訴も告発もされてない  
ということなんで、その状況によって警察がど  
こまで調べられるのかというのは、私もまた警察  
に聞いてみたいと思います。

今後、わかったら教えていただきたいと思  
います。

以上です。

**○委員長（福元光一）** ほかにござい  
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認  
めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（井上勝博）** 川内中央中学校の熱中症のことなのですが、前回の報告の中では、いわば練習中にぐあいが悪い方がいらっしまったんだけど、多くの方が学校に帰ってからぐあいが悪くなっていると訴えられてると。

これは、現場のことはよくわかりませんが、体温が上がったのが下がらなかったと、いわば教室そのものが、やはり気温が高かったから体温が下がらなかったということが考えられるんじゃないかなというふうに思うんですけども。学校の室温というのは今、どういうふうに計測したりしてるのか、定期的にしかしてないのか。

今であれば、本当に低価格でデジタルの温度計というのはありますし、熱中症というのは、最悪の場合は亡くなる場合も考えられるわけですので、学校に今クーラーがないということ自体が、公共施設の中でクーラーがないのは学校施設ぐらいのものなわけですよ。だから、せめて室温がどうなってるのかということについては、よく見ておかなきゃいけないと。

場合によっては、やはり学校で特に室温が高いというところからは、順次的にでもクーラーの設置をしていくということも進めていく必要があるんじゃないだろうかとというふうに思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

**○教育部長（中川 清）** まず、今回の事案につきましては、教室内ではなくて外で起こった事案だということを御理解をいただきたいと思います。

2点目ですが、「熱中症等」というふうに記載しております、これは熱中症ということで、特定ができたわけではございません。複数のお医者さんなんかの御意見も聞きますと、これは推測の域でしかありませんが、いわゆる集団心理の状態の中で、そういったものが後々少しトラウマ的なものが出てきてしまってこういった症状が出る可能性があるというものを聞いております。

今回は、熱中症であるということで報告しているわけではなくて、後ろのほうに「等」というふうに書いてございますので、これを踏まえての報告というふうに御理解をいただきたいと思います。

教室のほうに搬入した後の消防との連携というものについては、一部連絡等がおくれたことはございましたが、ここの部分についてはきっちり対

応ができてるというふうに考えております。

今後、御意見の部分については――クーラーの問題は、今回、議会答弁したとおりでございますので教室等の室温の確認とか、そういったものについては今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

**○委員長（福元光一）** 井上議員、この件は、直後、全員協議会で説明があったと思いますから、それ以上のことをお聞きしたければ、また直接行って聞いてみてください。

[「今の関連」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 今の関連の2回目、どうぞ。

**○議員（井上勝博）** 室温の計測については、定期的にされているんでないかと思うんです、保健師さんがですね。記録はされてると思うんですが、ただ、時間が何時というふうに決まってやってるんじゃないかと。

やはり、室温については、先ほども言いましたように、昔と違ってデジタルの、非常に安い温度計というのが売っておりますので。学校の気温がどうなってるのか、室温がどうなってるのか、これは、やはりちょっとした体制をとって調べる必要があるんじゃないか。前もそういうことは言ったんですけども、その辺については、もう少し明確なお考えを聞かせていただきたいなと思います。

**○委員長（福元光一）** 井上議員に今、申し上げましたけど、運動会の直後、全員協議会でいろいろ説明がありましたよね。あのときも細かく説明されたと思いますけど、それ以外にまだ発表というか、してない点があったら言うてください。

それ以外何もなかったら、また個別にでも回答してください。

**○学校教育課長（原之園健児）** 室温の点検につきましては、養護教諭が毎日点検をしております。

教室におきましても、温度計等設置しまして、子どもたちが確認したり、担任が確認している状況で、気温の上昇によっては窓をあけたりとかいうふうな対応を今とっておるところでございます。

以上でございます。

**○議員（持原秀行）** 関連して。これは夏の暑いときばかりではないんですよ。私も中央中学校に子どもがおりましたので、参観日とかいろいろ行ったときに、雨が降ったり、梅雨時期、私も滑

りそうになるんですよ、廊下とか。

だから、そのところの状況を教育委員会としてもきちっと時期時期で見に行っていたきたいなというふうに思います。

やはり、その学校のところだけに任せておつて、温度のそういうのをやっていますよということではなくて、本当は、私は直接出向いて行かれて、きちっとそういう時期時期の—ああいう建物ですから、最初できたときには相当いい学校だというふうなことでしたけれども、実際使ってみたら、非常に廊下でも見通しが悪くて、当たったり、そういうのもありましたので、そういうことを防止するためにも、所管課としてもきちっと現場確認もしていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 施設につきましては、先ほど言われましたとおり、中央中学校については若干見通しが悪かったりという、結露がありまして、その部分については随時学校を見たり—今、結構、中央中学校につきましては一部補修等を随時、今やっている状況で、それなりに部分的な改修はやっている状況でございます。

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で教育総務課及び学校教育課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

△文化課の審査

**○委員長（福元光一）** 次に、文化課の審査に入ります。

△議案第143号、議案第144号、議案第146号

**○委員長（福元光一）** ここで申し上げます。

次の文化課所管の議案第143号及び議案第144号と中央図書館所管の議案第146号は関連がありますので、これらの議案3件を一括議題として審査を行いたいと思います。

なお、審査方法については、議案3件を一括して説明を受けた後に、一括して質疑を行い、討論・採決についてはそれぞれ議案ごとに行いたいと思います。

ついては、このように議案3件を一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 御異議なしと認めます。

よって、これらの議案3件を一括議題とします。

それでは、これらの議案に対して、当局の補足説明を求めます。

**○教育部長（中川 清）** それでは、議案書つづりと一緒に送付しました教育部作成の議会資料、これの1ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年11月15日付教育部作成の議会資料でございます。表紙のほうには議案第143号から議案第145号までの議案名が記載してあるものです。

1ページで説明をさせていただきます。

議案第143号薩摩川内市郷土館条例の一部を改正する条例の制定、議案第144号薩摩川内市入来麓旧増田家住宅条例の一部を改正する条例の制定、議案第146号薩摩川内市立図書館条例の一部を改正する条例の制定につきまして、この三つの条例改正は、1ページ上のほうに記載をさせていただきますが、入来町の入来郷土館、図書館入来分館及び旧増田家住宅の指定管理を目的といたしておりますので、私のほうで指定管理に係る部分を一括して説明させていただき、その他の規定等につきまして、後ほど図書館長のほうに説明をさせます。

まず、入来町の入来郷土館、図書館入来分館、旧増田家住宅の指定管理につきましては、現在、地元の清色地区コミュニティ協議会、入来麓伝統的建造物群保存会、NPO法人もんじょの郷、これは、この地域の旧田中家にお店のほうを開店をされている団体でもございます。

この三つの団体が、新たに指定管理の受託団体を立ち上げる予定でございまして、今後、今議会におきまして条例改正が成立しました後、非公募によります地元の受託団体との協議を進め、明けて3月の市議会に非公募によります指定管理の選定議案を提出する予定でございます。

それでは、三つの条例改正の内容につきまして説明をします。

1番目、議案第143号入来の郷土館関係にかかります。

ここの規定につきまして、まず、この郷土館条例の中では、指定管理の規定整備はもう済んでおります。現在、下甌の郷土館が手打の地区コミで指定管理を受託をいたしております。

今回のものにつきましては、入館料を廃止する



規定整備であります。

理由としましては、郷土館四つございますが、このうち有料でありますのが入来郷土館と今ほど申し上げました下甑郷土館でございます。

ちなみに、平成24年度の決算額が入来が4万1,000円、下甑が7万2,000円という入館料の状況でございます。

これにつきましては、四つの郷土館のうち、有料と無料が分かれています。それから、監査委員の意見としまして無料化をし、広く地域の住民・市民の方に見学を進めるべきであると。また、入館につきましては、その免除規定等もある関係で、その辺の不合理性もあるのではないかと御意見がありました。

もう1点は、今回指定管理をする中で、これを有料から無料にすることによって指定管理業務の簡素化が図られるというふうに考えております。

2番目に、議案第144号旧増田家住宅につきましては、これは一つの条例で一つの施設を規定しております関係上、指定管理に行わせるという規定の整備を行うものでございます。

一番下のほう、議案第146号につきましては、一つの条例で、下に記載してございます九つの施設を規定してございます。この中の図書館の入来分館だけを今回指定管理にさせたいということで、条例の規定上は「行わせる」ではなくて、「行わせることができる」ように規定の整備をしようというものでございます。

今回、この三つの施設を一括して地域——それぞれ入来郷土館と入来分館は、伝統的建造物、増田家住宅の地域にあります、入来の支所の横に1階が郷土館、2階が分館ということになりました、建ち位置も非常に近いということで一緒に出したいというふうに思っております。

それから、先ほど少し触れましたが、入館料を無料にすることによりまして、今後は、この三つの施設でありましたり、あるいは、先ほど申し上げましたNPO法人等が立ち上げて民間の施設、こういったものを例えば観光手形等を発行しながら、民間による地域振興に期待をして、非公募によります選定のほう、今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中央図書館長（米丸一己） それでは、中央図書館でございます。

議案第146号薩摩川内市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、若干補足して説明申し上げます。

議案つづりの146-2ページをお開きください。

今回の改正は、第3条の次に指定管理者制度導入に係る第4条から第10条までの7条と、その他の規定整備としまして、第11条から第13条までの3条を加えるものでございます。

第4条は指定管理者による管理に関する規定で、第1項で、市立図書館の管理を、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせることができるものとし、第2項で、指定管理者に管理を行わせない図書館にあつては、薩摩川内市教育委員会が指定管理者が行うべき業務を行うものと定めております。

次の、第5条では、指定管理者が行う業務として、図書館の施設等の維持管理に関する業務、図書館資料の閲覧・貸出し等に関する業務等3項目を定めております。

続く、第6条から第10条までの五つの条では、指定管理者の指定の申請、指定等について、本市の他の指定管理施設と同様の規定を定めております。

次のページをお開きください。中ほどより下になりますが、第11条及び第12条は、指定管理者制度の導入にかかわらず、今回の図書館条例の改正を機会に条文の整備を図ったものでございます。他市町村の多くの図書館でも同様の規定が定められているものでございます。

第11条の図書館の入館の制限では、図書館利用者の中には、図書館の設置目的にふさわしい者以外の者の入館もあることから、指定管理者は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者などに対し、図書館への入館を拒絶し、若しくは図書館からの退去を命じ、又は図書館の施設等若しくは図書館資料の利用を禁止することができる旨、規定しております。

次の第12条では、損害賠償について、図書館の施設等又は図書館資料を損傷し、汚損し、又は滅失させた者は、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又は教育委員会が認定する損害を賠償しなければならない旨、規定しております。

現実的には、図書館の本の紛失、汚損等があつ

た場合について、それにかわる本を代納本として納めてもらっている状況等がございます。

次の第13条では、指定管理者の個人情報の取り扱いについて、必要な事項を規定しております。

次のページ、附則におきましては、この条例は、入来地域の3教育施設の指定管理の開始を予定している平成26年4月1日から施行することとし、指定管理者の指定及び手続等の準備行為に関する規定は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これより一括して質疑を行います。

御質疑願います。

**○委員（杉藺道朗）** この郷土館の無料化ということで利用促進を図る。理解できます。

ここ二、三年、入館状況は入来、下甌、それぞれどういう状況であったのか、数字的なものをお知らせください。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 郷土館の入館状況につきまして、御報告いたします。

平成24年度につきましては、入来郷土館のほう年間492名です。下甌郷土館につきましては951名。ちなみに樋脇郷土館が766名、上甌郷土館が27名となっております。

以上でございます。

**○委員（杉藺道朗）** この数字がふえる方向であれば一番いいんでしょうし、入来においては、また増田家住宅等々をごらんになれる方々があわせてこちらを利用されたらいいのかなというふうに思います。

無料化ということで、恐らくは、今までのこの数字よりは多くなるんだろうなというふうに思いますので、ぜひ、こういうところはどんどんPRしていただいて、活用する方向で、今後ともぜひ取り組んでいただければなということを申し上げておきます。

以上です。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（井上勝博）** この図書館条例のことなんです。ちょっと理解できてなくて。入来に限っ

たものなのか、それとも、例えば、これは入来に限定したもので、ほかの図書館を指定管理者にするのであれば、また条例改正が必要だと、こういう関係なのかどうか。

それから、図書館を指定管理者にしなければいけない理由がいま一つよくまだ理解できてないので、もう少し御説明いただきたいなと思います。

**○教育部長（中川 清）** 先ほど申し上げましたとおり、条例が一つの条例で複数の施設を指定している場合は、その一つを目的として指定管理を行わせる場合も条例改正が必要でありますので、それを行わせることができるということで規定をいたします。

ですから、次はほかの施設を指定管理にしようといった場合は、条例改正の必要はございません。

ただ、その施設について指定管理にする場合は、指定管理の選定議案を別途提出をする必要がありますから、その際に、その、例えば中央図書館を指定管理にする理由があるのかどうかというのは、また議会のほうに説明をしながら、そして、その候補者がこういうふうにしたいというものは別途説明が出てくると。

今回の部分につきましては、ここにあります施設のうち、入来の図書館分館について、これを指定管理に出すのをメリットとして考えたのが—今現在、入来の分館につきましては、嘱託員1人の体制でございます。そして、その1階には文化課が所管している郷土館の嘱託員がいると。もう一つは、増田家住宅のほうには直営で臨時の職員さん等がおりますので、ここを一つの地域の団体にお任せすることによって連携強化が図られるというようなことを主に考えたところです。

残りの図書館については、それぞれの位置であったり連携できる状況があるのかどうか、特に中央図書館については指定管理がなじむのかどうかというものはまた別に議論、整理をした上で必要な時期に議会のほうには提案をしたいというふうに考えております。

現在のところ、中央図書館について、指定管理に向けての検討は全くいたしておりません。

以上でございます。

**○議員（井上勝博）** 今現在、嘱託員の方というのは何らかの資格を持っていらっしゃる方なのか。

それから、指定管理者になった場合に、そういう司書なりの資格を持っている方でなければいけ

ないという義務づけはされているのかどうかということなんですけど、どうなんですか。

○**教育部長（中川 清）** 学校図書館司書のほうについても司書資格については条件とはしていないというのは、先日の本会議でも答弁したとおりです。

同じように、この図書館の司書資格についても司書資格を条件にいたしているものではございません。

現に、図書館のほうの勤務は、嘱託の勤務の17日というものがあります。これに年休が入ったりしますので、その場合は、今でも臨時の職員での対応であったり、文化課の嘱託のほうに相談をしながら年休をさせておりますので、それを今回、一つの団体に任せることによって一つの指揮命令系統の中でうまく回せるというような期待があります。

以上でございます。

○**委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

これから議案ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第143号薩摩川内市郷土館条例の一部を改正する条例の制定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（福元光一）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（福元光一）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第144号薩摩川内市入来麓旧増田家住宅条例の一部を改正する条例の制定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（福元光一）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（福元光一）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第146号薩摩川内市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（福元光一）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（福元光一）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第145号 薩摩川内市川内歴史資料館等の指定管理者の指定について

○**委員長（福元光一）** 次に、議案第145号薩摩川内市川内歴史資料館等の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○**文化課長（岩元ひとみ）** 議案資料のその1、145-1をお開きください。

議案第145号薩摩川内市川内歴史資料館等の指定管理者の指定についてでございます。

施設につきましては、川内歴史資料館、薩摩国分寺跡史跡公園、横岡古墳公園の三つでございます。

指定する団体につきましては、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社でございます。

指定する期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までに5年間でございます。

薩摩川内市川内歴史資料館条例第4条の規定により、指定管理者である公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の指定期間が、来年3月31日満了となるために新たに指定しようとするものであり、これが本案提出の理由でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○**委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）議案第169号、補正に関する説明書の59ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

10款教育費、5項社会教育費、2目文化振興費、文化振興事業費に係る国民文化祭薩摩川内市実行委員会負担金の補正額21万円でございます。

内訳は、国民文化祭の実行委員会運営等に係る旅費及び事業部会運営費が主なものでございます。

次に、同じく川内文化ホール施設設備整備費工事請負費で、補正額1,400万円でございます。

川内文化ホール天井改修工事請負費に係るもので、別紙、総務文教委員会資料の4ページをお開きください。

これにつきましては、本年7月の建築基準法施行令等の改正により、天井脱落対策の規制が強化されたため、川内文化ホール天井改修工事についても当初の予定を変更し、新しい基準に適合する設計見直しの作業が生じました。

このため、設計見直し等をする中で、工事内容と資材等に追加が生じたため、工事請負費の増額となったものでございます。

続きまして、同じく天辰寺前古墳整備事業費工事請負費1,300万円でございます。

天辰寺前古墳整備事業費の確定に伴う減額でございます。

現在、古墳周辺の切り株、竹の根などの抜根作業を小型重機と人力を併用し、慎重に敷地造成工事及び排水路工事等を行っております。今後、法面工事も行おう予定としております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入を説明させていただきます。説明書の19ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育補助金、4節社会教育費補助金750万円の減額でございます。

内訳は、歳出で御説明しましたとおり、天辰寺前古墳整備事業費の確定に伴う補助金の減額でございます。

続きまして、繰越明許費補正を御説明いたします。説明書の7ページをお開きください。

川内文化ホール天井改修工事請負費でございます。

本工事につきましては、歳出で御説明申し上げましたとおり、法律改正に伴い設計の見直し作業等に時間を要したことにより、繰越明許をお願いするものでございます。

以上で、繰越明許費補正の説明を終わります。

続きまして、債務負担行為の説明いたします。説明書の8ページをお開きください。

一つ目が、薩摩川内市川内歴史資料館等の指定管理料についてでございます。

5年間分を指定管理者との協定で定める費用として債務負担行為をお願いするものでございます。

2番目が、国民文化祭鹿児島2015プレ大会開催事業に係るプレ大会に要する経費を債務負担行為をお願いするものでございます。平成26年度100万円でございます。

以上で、債務負担行為の説明を終わります。よろしく御審議方、お願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（川添公貴）まず1点お伺いしたいと思いますが、10款5項2目の19節について、当初予算書を見ればよかったです。寺前古墳の事業費が確定による1,300万円の減ということを説明されたんですが、当初、幾らで組んだのかを教えてください。

国庫補助事業なんで、なるべく優先して使うべきだろうとは思うんですね。何で1,300万円減になったのか、その2点をまず教えていただきたい。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 当初予算につきましては9,000万円の予算額でございました。

これは天辰区画整理事業として取り組んでおりまして、天辰区画整理推進室のほうに執行委託をお願いしております。

同時に、区画整理公園事業とも並行してやっておりますので、事業確定が今年度につきましては1,300万円の減額になったということがございます。

以上でございます。

**○委員（川添公貴）** わかりました。

総体的な中で確定が7,700万円になったということですね、総体の中です。了解しました。

それから、文化振興事業費の21万円について、ちょっと細かいことを聞くようで申しわけないんですけど、実行委員会の負担金ということで、運営費及び旅費とおっしゃいましたよね。

もう御存じのような状態なんで、そこでは旅費は出ないんですね。何で実行委員会だけ旅費が出るの。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 国民文化祭の実行委員会につきましては、当初、県の補助が8割入ということで、市の予算は17万9,000円予定しておりまして、県からの分を43万1,000円ということで、総体の事業費を61万円で運営を図っております。

実行委員会を運営する中、そして事業運営委員会を運営する中で、川添委員のほうも実行委員会のほうに入って一緒に応援していただいておりますが、部会のほうが非常に運営に苦勞されているということもございまして、今回、部会のほうに少し運営費を補正をお願いするのが、5部会でございますので、5部会に1万円ずつということでございます。

それと、もう一つが甌島のほうに事業を開催予定しておりまして、甌島のほうが上島、下島を含めまして事業運営委員会を進める中で、事業費の旅費を少し今回お願いするものでございます。

以上でございます。

**○委員（川添公貴）** わかりました。1万円でし

た。何じゃならんと思ったもので、すっかり忘れてました。足りないということですよ。

あわせてお聞きしたいのは、債務負担行為を100万円、5部会、20万円掛ける5で100万円組んでいただいて、これは大変ありがたいことなんですが、プレ大会等をやっていくのに、今後、1月、2月でないと予算確定はしないだろうとは思いますが、プレ大会とか国民文化祭に向けて、平成26年度はもう相当準備をしないといけない期間なんで、当初予算で組んでいられる見込みがあるのか、この債務負担行為以外に準備のお金とか、そういうプレ大会用とかいう考えはなきにしもあらずというような内容の話も聞いてはいるんですが、県の確定がないと言えないところでしょうか、3月に聞けばいいんでしょうけど、当然、今から12月、1月に当初予算を組まれると思うんで、その中に組み込まれる予定があるのかどうか。債務負担行為以外です。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 来年度、プレ大会を含めまして100万円の債務負担行為で、各それぞれの事業に20万円ずつは債務負担行為を打つということで、一応、各主催事業の方には安心して取り組んでいただけるんじゃないかと思えます。

プラス、プレ大会も含めまして、来年は市制10周年ということで冠も市制10周年をつける形で、ぜひこちらも本大会に向けて盛り上げようとして、それは確約をとっております。

加えて、平成26年度と平成27年度につきましては、各部会、各事業委員会のほうで計画を出していただきまして、予算のほうも出していただいております。

それに向けまして、一応県の対象事業は8割出ます。それ以外につきましては市負担になるわけですが、ほぼ調整を今、図りまして、当初の要求の額のほうには平成26年度に係る経費、そして平成27年度は、また来年度になるんですけども、とりあえず平成26年度に準備にかかる経費が県の負担の対象経費と、どうしても市でみなければならぬ額につきましては、当初予算のほうに盛り込んでございますので、頑張ってお取っていきたく考えております。

**○教育部長（中川 清）** 誤解されるといけませんので、私のほうでちょっと補足しますが、今ほど平成26年度と平成27年度予算をと言いましたのは、これは本番の大会ですね。平成27年度、

10月31日から11月15日まであります本番の大会に向けての平成26年度の予算と平成27年度の予算、これについては県のほうが8割の負担がございませぬ。

ただ、平成26年度に実施をされるプレ大会につきましては、これは県のほうは1銭も出しませぬ。

それで、来年10周年ということもありまして、あらかじめ債務負担行為を打ちまして確実に20万円は団体の希望に応じて出しますということの債務負担行為です。

ですから、プレ大会について、この20万円以外に何か予算的なものがあるのかと言いますと、それ以外のものは別途考えてございませぬ。

あとについては、プレ大会の中でいろいろな業務支援とか、そういったものがあつた場合に別に考えていくというものになります。

金銭的なものについては、このプレ大会に限っては20万円というふうに御理解いただきたいと思ひます。

もう一つは、当然、今ほどございませぬ、いわゆる各部会等の運営について、非常に御迷惑をかけてるという部分については、今回、補正を出した理由の一つでもありますので、ここの経費については、平成26年度、平成27年度に向けて御希望には沿えないかもしれませぬけども、予算的には頑張っていきたいというふうに考えておりませぬ。

以上でございませぬ。

**○委員（川添公貴）** 当該者なものですから、余りこれ以上は申しませぬが、ぜひ債務負担行為外の市の一般財源からもある程度、もう出せないというのはずっと聞いてましたんで、あえてここで質問させていただいたのは、出していただくように御検討の余地があるやもしれませぬので。検討する意義があるかもしれませぬ。

本会議場での答弁も、そのような意義があるというようなことがあつたんで、ぜひ、組んでほしいと思ひます。

というのは、この20万円、1万円が満足なのか、20万円が満足なのかというのは、実際やってみないとわからないというのはお互いわかつてるので、それ以外に、部長が手助けをするという方法があるっておっしゃつたんで、ぜひ市の一般財源である程度補填ができるような状況であるな

らば、ぜひ検討していただきたい。再度申し上げておきたいと思ひます。

以上です。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませぬか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めませぬ。

次に、委員外議員の質疑はありませぬか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めませぬ。

ここで本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

**○委員長（福元光一）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませぬか。

**○文化課長（岩元ひとみ）** ございませぬ。

**○委員長（福元光一）** これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願ひます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めませぬ。

次に、委員外議員の質疑はありませぬか。

**○議員（持原秀行）** 文化ホールのことはいいんですか、ここで聞いて。天井の脱落対策ということで、ちょっとよろしいですか。

いつから工事に入って、完成時期、完了、この時期だけ教えてください。

**○教育部長（中川 清）** 当初は、明けて2月でも発注をとというような予定でおつたわけですが、ここの部分が、いわゆる今回の補正によってちょっと時期が当初の考えておつたことがちょっと変わつてきました。

それが1点と、もう一つは、当初の予定で考えて予約を入れとつたところもあるものですから、全体の今、考えてますのは、建築住宅課のほうに再度お願いをして、最短でどういったスケジュールができるのかということと、予約の状況ですね、これを調整しながら工事発注の時期を決めていきたいと。

ただ、一つのポイントとしては、10月12日、市制施行10周年を川内文化ホールでやる予定でございませぬので、そういったものに間に合わせたいというものを考えながら、発注の時期は建築住宅課のほうと今後、別途協議をしていきたいというふうに考えておりませぬ。

○議員（持原秀行）といいますのが、聞くところによれば、来年9月いっぱいだというようなことを聞いておったんですが、9月の下旬に県内から大体四、五百名を呼んで、長い人で2泊3日とか、最低でも1泊2日で、こっちの経済浮揚を図るという意味で会議を開くようになってるものですから、ぜひ、それには間に合わせていただきたいなというのがありましたので、一言申し上げたところでした。ぜひ、早く完成するように建築住宅課のほうと協議していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。以上で、文化課を終わります。御苦労さまでした。

午前中は中央図書館まで済ませたいと思いますので、よろしく願いいたします。

---

△中央図書館の審査

○委員長（福元光一）次に、中央図書館の審査に入ります。

---

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（米丸一己）中央図書館でございます。

歳出から説明しますので、予算に関する説明書の59ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、4目図書館費の補正は44万4,000円の増額でございます。

図書抽出データ作成手数料の実績見込みによる減額と中央図書館の中央でございますらせん階段の落下物防止対策工事及び郷土ゆかりの方からの寄附に伴う図書購入費の増額の差引合計額でございます。

中央図書館のらせん階段落下物防止対策工事は、階段手すりに設置してありますプラスチック製のパネルと階段とのすき間から本の落下等の防止をするためのネット張り工事などがございます。

財源内訳の変更は、電源立地地域対策交付金を図書館職員の給与費等に充当するための変更でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、23ページをお開きください。

中央図書館の補正予算は、18款1項寄附金、8目1節教育費寄附金の図書館費寄附金の5万円で、郷土ゆかりの方からの図書購入に対する寄附金でございます。

この寄附金につきましては、先ほど説明しましたとおり、一般図書、児童図書の購入に充てるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○中央図書館長（米丸一己）特にございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で中央図書館を終わります。御苦労さまでした。これで午前中の部を終わります。

ここで休憩します。再開はおおむね13時いたします。

~~~~~

午前11時57分休憩

~~~~~

午後0時59分開議

~~~~~

○委員長（福元光一）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△市民スポーツ課の審査

○委員長（福元光一）次に、市民スポーツ課の審査に入ります。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○市民スポーツ課長（湯原 忍）市民スポーツ課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、補正予算につきまして、予算に関する説明書の60ページをお開きください。

10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正予算額は説明欄のほうですが、保健体育総務費の28万5,000円の増額となっております。

給与費についてであります、人事異動等に伴う職員給与費の増額でございます。

同じく、説明欄のスポーツ合宿等誘致事業費の184万1,000円の補正額であります。

薩摩川内スポーツ大使からの紹介に伴うスポーツ合宿団体や大学のサークル系スポーツ合宿団体の増加から、今後のスポーツ合宿予定団体への報償費で152万2,000円、これは市内合宿のホテル、旅館等の施設利用報奨金、それに激励金でございます。また、消耗品費で31万9,000円を、これは歓迎用の看板代でございます。消耗品費の不足が見込まれるために増額補正するものでございます。

次に、同じページの2目体育施設費、補正予算額は説明欄の総合運動公園管理費で391万2,000円でございます。

ことしの3月に総合運動公園総合体育館が日本オリンピック委員会バレーボール競技強化センターに認定されたことによるスポーツ合宿が増加したことと、電気料の値上げによりまして指定管理業務委託料に不足が見込まれるために、増額するものでございます。

委託料の中身は、電気料金及び燃料費でございます。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○市民スポーツ課長（湯原 忍）総務文教委員会の資料をお開きいただきたいと思います。

5ページでございます。

平成25年度指定管理者管理運営評価表につきまして、1番目に薩摩川内市総合運動公園の有料公園施設及び御陵下公園、2番目に里プール、3番目に上甌グラウンド、4番目に鹿島コミュニティプールの4施設につきまして、指定管理者評価委員会を実施いたしましたので、その結果について御報告いたします。

まず5ページから、薩摩川内市総合運動公園の有料公園施設及び御陵下公園におきまして、1番目、施設及び指定管理者の概要で、施設の事業内容は総合運動公園の有料公園施設及び御陵下公園の利用提供に関する業務でございます。

指定管理者は、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社で、指定期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間であります。

2番目の評価実施状況については記載のとおりでございます。

3番目の採点結果表は、5ページから6ページにかけて五つの評価項目別の採点結果は記載のとおりでございます。

4番目の評価結果でございますが、採点結果は5項目合計600点に対し462点、得点率が77%であり、得点率が75%以上90%未満の総合評価はすぐれていると認められるとの結果でございます。

続きまして、7ページをお開きください。

里プールにおきまして、1番の施設及び指定管理者の概要で、施設の事業内容は、里プールの利



用提供に関する業務でございます。

指定管理者は開発供給株式会社で、指定期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間でございます。

2番の評価実施状況については記載のとおりでございます。

3番の採点結果表は、7ページから8ページの五つの評価項目別の採点結果は記載のとおりでございます。

4番の評価結果であります。採点結果は5項目合計600点に対し441点、得点率74%、総合評価はおおむね適正であると認められるとの結果でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

上甌グラウンドにおきまして、1番の施設及び指定管理者の概要で、施設の事業内容は上甌グラウンドの利用提供に関する業務でございます。

指定管理者は昌和建设株式会社で、指定期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間でございます。

2番の評価実施状況については記載のとおりでございます。

3番の採点結果表は、9ページから10ページの五つの評価項目別の採点結果は記載のとおりでございます。

4番の評価結果であります。採点結果は5項目合計600点に対し446点、得点率74%、総合評価はおおむね適正であると認められるとの結果でございます。

続きまして、11ページをお開きください。

鹿島コミュニティプールにおきまして、1番の施設及び指定管理者の概要で、施設の事業内容は鹿島コミュニティプールの利用提供に関する業務でございます。

指定管理者は有限会社鹿島土木で、指定期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間です。

2番の評価実施状況については記載のとおりです。

3番の採点結果表は、11ページから12ページの五つの評価項目別の採点結果は記載のとおりでございます。

4番の評価結果であります。採点結果は5項目合計600点に対し410点、得点率68%、総合評価はおおむね適正であると認められるとの

結果でございます。

以上で、指定管理者管理運営評価表について説明を終わります。

続きまして、資料はございませんが二つの報告をさせていただきます。

一つ目は、市体育協会の特定非営利活動法人設立について報告をいたします。

先週12月5日に設立総会が開催されまして、法人の設立趣旨、定款、事業計画、役員等が承認されました。その結果、今月、コミュニティ課へ法人設立の申請を行い、平成26年3月に県知事からの認証を得まして、平成26年3月末に法務局に法人登記申請を行い、平成26年4月からの法人スタートを目指し、設立の準備に取り組んでおります。

二つ目は、平成25年12月8日曜日の南日本新聞掲載記事に、スポーツ少年団の加入率が薩摩川内市は県内最低の16.4%という掲載がございました。

この数値は平成24年5月現在の児童数5,702名に対しまして、平成24年8月1日現在でスポーツ少年団の登録料を納入し、県にスポーツ少年団登録された団員数936名の数値からのパーセントでございます。

この件につきまして、スポーツ少年団等の加入状況を調査いたしましたところ、スポーツ少年団の加入者数は1,648人で加入率29.3%となっており、スポーツ少年団で活動をしているが、スポーツ少年団登録をしていないことが推測されます。

また、スポーツクラブ等の加入者数は1,378人で加入率24.5%となっており、スポーツ少年団以外のスポーツクラブでも多数の児童がスポーツをしていることが推測されます。

これらの結果、児童数5,626人のうち約半数は何らかのスポーツを実施していることとなります。

スポーツ少年団登録未加入につきましては、今後、スポーツ少年団の理事会や総会等で加入率の現状を伝えて、登録をされていないスポーツ少年団や新しい団員が加入できるように働きかけていくことが必要であると考えております。

以上で報告を終わります。御審議方をよろしくお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明があ

りましたが、これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）資料がありませんでしたので、別個に質問したほうがいいのかと思ってました。

体育協会のNPO法人化の件なんですけど、自分自身も関係があるんですけども、議員の中には、先日のNPO法人化というのを聞いて、初めて聞いたという方々もいらっしゃるんですけど、もっと事前にそういう説明できなかったのかということを知られてる人もいました。

今後、体育協会がNPO法人化されたときに、市民スポーツ課とのこれまでのかかわりと今後どういうふうにかかわり方が変わるのか、そこをちょっと皆さんに御説明をお願いできないでしょうか。

○教育部長（中川 清）まず、体育協会のNPO法人化について、別途議会のほうにもお知らせすべきではなかったというふうな御意見かもしれませんが、本件につきましては、ほかの、いわゆる法人取得についても同様な取り扱いで、民間的なものについては議会への資料提供というものは控えているというようなことだったものですから、私どものほうとしましては、検討はいたしましたけれども、資料提出については控えさせていただいたところでございます。今後の連携については、今までも体育協会のほうには市のほうから運営補助金等もお出ししながら自主的な活動をされております。今後、NPO法人を受けられることによりまして、その他の収入の道でありましたり、市のほうで実施をしておりますスポーツ合宿の業務の一部であったり、あるいは、今後予定をされております合宿所の指定管理といったものについても、その資格というものが出てくるというふうな、いわゆる受け皿としてのパイが大きくなっていくという期待はございます。

ですから、今後も引き続き連携はさらに密にしながら、今までできなかったようなものについても体協のほうと4月以降、鋭意、協議をしながら市の業務の委託の拡大、ひいては、それに伴って市の職員の業務軽減といったものを図りながらスポーツ合宿の誘致、あるいはスポーツ競技団体等の競技力の推進といったものに努めていきたいというふう考えております。

以上でございます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で市民スポーツ課を終わります。

御苦労さまでした。

△社会教育課の審査

○委員長（福元光一）次に、社会教育課の審査に入ります。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました議案169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（橋口 誠）それでは、補正予算に関する説明書の59ページをごらんいただきたいと思います。

10款5項1目社会教育総務費で、12万円の増をお願いしております。これは、職員の扶養親族の異動等に伴います職員手当等の増でございます。

また、3目公民館費で34万1,000円の工事請負費の増をお願いしております。これにつきましては、中央公民館、中央図書館の西側駐車場の区画線が消えかかっております。また、駐車スペースが非常に狭い状況がございまして、車の駐車時に接触事故等の危険性もありますために、このスペースを拡幅しながら区画線の引き直しをするとともに、東側駐車場に車どめをしてないところがございますものですから、新たにその車どめも設置しようとするものの工事請負費でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。  
ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○社会教育課長（橋口 誠）お手元の総務文教委員会資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

毎年実施しておりますが、平成26年薩摩川内市成人式についての御説明を申し上げます。

趣旨でございますが、希望に満ちた新成人を一堂に集めまして、大人になったことを自覚させ、責任ある行動がとれる大人になれるよう、励まし、新しい門出を祝福するものでございます。

内容といたしましては、本市の成人式は第1部を式典、第2部を二十歳の集いの2部構成で開催することとしております。

主催は、薩摩川内市、薩摩川内市教育委員会、薩摩川内市成人式実行委員会、この実行委員会はことし二十歳を迎えられます男女12名で構成されているところでございます。

日時は、明けまして1月12日日曜日、第1部式典を11時から、第2部二十歳の集いを11時45分から予定しております。

対象者は、平成5年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者、また、その家族としております。市内に居住される方、本市出身の方を対象にしております。

会場は、川内文化ホール。

新成人者数ですが、現在、市内に在住されている新成人者は10月31日現在で852名でございます。参考といたしまして、平成20年度、今の二十歳になられる方が市内の中学校を卒業されたときは1,007名でございました。

それと、式次第等を載せてございますが、これにつきましてはごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。  
以上で、社会教育課を終わります。  
御苦労さまでした。

△少年自然の家の審査

○委員長（福元光一）次に、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止してございました議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（上村実行）少年自然の家の補正予算について、御説明申し上げます。

予算に関する説明書59ページをお願いいたします。

10款教育費、5項社会教育費、6目少年自然の家費、増額117万1,000円は、職員給与等の調整によるものでございます。

よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。  
ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（上村実行）総務文教委員会資料の14ページをごらんください。

報告をいたします前に訂正とおおびをお願いいたします。

14ページの資料の1、事業概要の（3）参加

者の欄ですが、小学生16名、中学生25名、計41名となっておりますが、申しわけございません、これを小学生20名、中学生20名、計40名に訂正をお願いいたします。

精査・確認が足りませぬ申しわけございませんでした。

それでは、本資料にございます12月25日から2泊3日で実施いたします主催事業、冬のアドベンチャー、薩摩川内ぼっけもんの挑戦を御紹介いたします。

ただいま御説明申し上げましたように、今回は小学生20名、中学生20名の計40名が参加することになりました。受験を控えた中学3年生が8名も参加してくれることを大変ありがたく思っているところでございます。

今回は、1日目にマウンテンバイクで自然の家から鶴田ダムを経由しまして、さつま町の紫尾温泉の神の湯キャンプ場に向かいます。2日目が紫尾温泉から紫尾山登山口となります堀切峠までマウンテンバイクで上り、そこから徒歩で紫尾山登山を行い、下山後、北薩広域公園に向かい、3日目に自然の家に帰ってくるという行程となっております。

マウンテンバイクでの走行と紫尾山登山を含めますと約130キロに及び、体力・気力と寒さへの挑戦を通して、やり遂げる力や思いやり、協調性を備えた「ぼっけもん」を育てるべく、鍛えてまいると考えているところでございます。

これから、事業に向けまして夏のアドベンチャーと同様、FMさつまさんの御協力をいただきながら、入念なコース踏査や職員間の綿密な打ち合わせなど、参加者の安全を最優先に考えた最終準備を万全に行い、本番に備えたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（杉藺道朗）マウンテンバイクで127キロという相当長い距離ということで、子どもたちもかなり鍛錬されるんじゃないかなと思うんですが、時期的に12月25日から27日ということで、この冬の天候でもあります、場合に

よっては、みぞれ、雪等にならない可能性もひょっとしてあるかもしれませんし、そこあたりは準備等は当然万全を期していられるというふうに思いますが、ちょっと対応だけ教えてください。

○少年自然の家所長（上村実行）天候につきましては、1日目が雨、雷、あるいは雪であった場合、あるいは2日目が、3日目がという場合で、それぞれのケースを想定しまして、場合によりましては、1日目、出発できなければ自然の家で宿泊して、2日目から出発したりとか、1日、2日目がもう駄目であれば3日目は実施するわけにはいかないのでは中止とか、いろいろなケースを想定して準備をしているところでございます。

○委員（杉藺道朗）すばらしい企画でもありますし、とにかく安全第一で、参加した子どもたちが非常によかったというような、そういういい思い出になればなというふうに思いますので、注意しながら実行していただければと思います。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で少年自然の家を終わります。

御苦労さまでした。

△総務課の審査

○委員長（福元光一）次に、総務課の審査に入ります。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一）それでは、議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち総務課分について御説明いたしますので、予算書、予算に関する説明書の28ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、右側説明欄の事項の総務一般管理費188万

9,000円の減額で、内容といたしましては給料の執行見込残の減額及び職員手当の増額に係る補正と、委託料につきましては、再任用制度の導入に伴います人事給与システムの改修に要する経費を計上いたしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（持原秀行）補正の中で、委託料のことを言われましたけれども、そのシステム関係とか、委託料の中身、詳細にちょっと教えてください。

○総務課長（田代健一）委託料につきましては、再任用制度の導入に伴いまして、人事給与システムの改修を行う必要がございます。

これについては、約200万円程度必要と考えておりますが、現在、予算のほうでシステムリブレースの委託執行のほうをいたしまして、その残がございますので、不足額について今回増額補正のほうを出しております。

以上です。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。ここで本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○総務課長（田代健一）前回、委員会で御指示のございました再任用制度、雇用と年金の接続に係りまして再任用制度のほうが変わってまいりますので、これについて資料をもって説明をさせていただきます。

総務文教委員会資料の1ページの総務課分をお開きください。

1、まず概要でございます。

報酬費部分の年金の支給開始年齢が平成25年度から段階的に引き上げが行われます。

これに伴いまして、（1）民間企業におきましては、昨年、高齢者等の雇用の安定等に関する

法律の一部改正が行われまして、これまでは労使協議により継続雇用の対象者を限定できたものが、これが廃止されまして、高齢者の雇用確保の措置が義務づけられたところでございます。

雇用の確保の方法といたしましては、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の廃止等がなされているようでございます。

なお、この継続雇用確保措置を違反した場合には、企業名の公表、ハローワークでの求人への不受理、紹介の保留、助成金の不支給などのペナルティーが科されるということでございます。

次に、（2）の国家公務員での対応を申し上げますと、国家公務員につきましては、国家公務員法の法改正にまだ至っておりませんので、無収入期間が生じないようにするための措置といたしまして、希望者を再任用する方針がことしの3月26日に閣議決定がなされたところでございます。

次に、（3）でございますけれども、地方公務員の場合につきましては、総務副大臣のほうから通知がなされまして、国家公務員における閣議決定の内容を踏まえた措置をとるよう要請がなされたところでございます。

なお、報道によりますと、12月3日に自民・公明・民主間で、平成28年度までに定年の段階的な延長等に係る措置をとる旨の附則条文を追加した上で、次期通常国会におきまして国家公務員法等の改正法案の早期成立を図る旨の3党合意がなされたとのことでございます。

したがって、閣議決定による現在の再任用のみによる対応というのは、暫定的なものになる可能性が高いと思われまます。

次、2でございます。国が示す制度内容について御説明いたします。

現在、本市におきましては、再任用の制度自体は条例化されておりますけれども、運用がされておられません。これは、現在までのところは定額部分、いわゆる1階部分の支給は65歳からですが、報酬比例部分、2階部分については支給がなされているといったような経緯があって、運用がなされていないところでございましたが、今年度の定年退職者からは、この報酬比例部分も支給が延期されますので、無収入の期間が発生するということで再任用制度を導入、実施しなければならないこととなってまいります。

そこで、現時点で、まだ組合のほうにも提案、職員のほうにも説明している過程でございますけれども、現時点での本市の制度導入案との相違も含めまして、国の制度の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、(1)実施時期につきましては、平成26年4月1日からの実施でございます。

(2)対象者につきましては、定年退職者、2番目が勤務延長後の退職者、3番目に定年前退職者のうち25年以上勤務で、退職後5年以内の60歳以上が、国の制度としては対象となっております。

現時点での本市の導入案といたしましては、報酬比例部分の年金接続のための短時間勤務再任用のみを予定しておりますため、①定年退職者のみが対象となっております。

次に、(3)任用手法でございますが、任用手法につきましては、従前の勤務実績等に基づく選考となっております。選考されない場合というのは地方公務員法の欠格事項、あるいは分限事由に該当する場合は、当然選考されないということになります。

(4)任期でございますが、国の制度では1年単位で、65歳に達する日以後最初の3月31日までとなっております。

本市の場合は、年金支給開始年齢到達後最初の3月31日までですので、来年、再来年につきましては、年金支給開始が61歳からとなりますので、61歳の誕生日を迎えた直近の3月31日までということになります。

(5)勤務時間でございます。国の制度では、常時勤務、フルタイムと短時間勤務となっております。原則フルタイムとなっておりますが、職員年齢構成の適正化等の理由により、フルタイムでの任用が困難な場合については短時間勤務も可とされております。

そこで、本市における再任用制度を導入する際の大きな課題といたしまして、合併後の定員適正化計画に基づきまして、退職者補充の抑制によって、これまで定員削減を図ってきました結果、10年間で約2割の人員減が図られた一方で、10代・20代の若年層が極端に低い、全体の5%に満たないいびつな職員年齢構成となっている点がございます。

そこで、定年退職者をフルタイムで雇用しまし

た場合、さらなる採用抑制をとらざるを得ず、職員構成の高年齢化がより顕著となり、将来的に組織の健全性を維持できない恐れが出てまいります。

このため、現時点ではフルタイムではなく、短時間勤務によらざるを得ないと判断いたしまして、職員への理解を求めているところでございます。

(6)休暇につきましては、退職前とほぼ同じ条件でございます。

(7)の給与につきましては、従事する職責に応じまして俸給表に定める額が支給されます。

本市における額については現在検討中でございますが、管理職相当の職への従事はないと考えておりますので、相応の給与の級に基づく給与支給がなされることになってまいります。

(8)手当につきましては、通勤手当、時間外勤務手当等のごらんの手当でございます。

最後の(9)保険につきましては、フルタイムの場合は退職前と同じ共済加入となっておりますが、短時間勤務の場合は、週の勤務時間数で協会けんぽあるいは国保・任意継続の扱いとなっております。

最後に、本市の現在までの状況でございますけれども、今年度の定年退職者32名いらっしゃいますけれども——を対象といたしまして、10月21日説明会を実施いたしました。

これにあわせまして、無記名でアンケート調査を行いまして、再任用の希望状況、希望の理由、条件で重視するものなどについて御意見を伺いました。

今後につきましては、年内に再度より具体的な条件を示しました上で、定年退職者の職員に意向調査を行い、その結果を踏まえて、年明けには正式に再任用についての希望申出書を提出してもらう予定となっております。

最後のところに、公的年金支給開始年齢の引き上げスケジュールのほうを書いてございます。

3年刻みで、順次、平成25年度から平成37年度までの間で65歳まで引き上げがなされていく予定となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長(福元光一) ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員(川添公貴) まず、再任用に関連はして

いないんですけど。ちょっとお聞きしたいんですが、県が55歳から昇級停止の、組合との労使交渉に入ったやに聞いているんですが、本市での動きは現在どのようになっているのか。

当然、再任用と関連する案件だろうと思うので、そこをまず教えてください。

**○総務課長（田代健一）** 高年齢層職員の昇給抑制策、昇級停止につきましては、昨年度の人事院勧告で勧告がなされた事項でございましたけれども、御承知のとおり、今年度4月から本市独自の給与抑制を入れた関係上、組合との交渉のほうは継続交渉となっていたところでございます。

さらに、今年度に入りまして、国の給与減額に伴います組合交渉があった際にも、継続協議ということでテーブルのほうには載せてございましたけれども、国の給与減額に伴います給与減額のほうを先行いたしまして現在に至っております。

ただいまのところ、再度積み残し事項でございました高年齢層の昇級停止についても組合のほうと交渉に入ったところでございます。

現在のところ、総務部長交渉の場で条件等を提示したところとなっております。

以上です。

**○委員（川添公貴）** 人間の感情として、従来受けていた私的財産、財産権ですね、が侵害される状況に陥る場合はよろしくないと思いますよね。

何でかという、やっぱり先例があるから今があるというのは好きじゃないんですけど、個人の財産権を侵害する行為にも当たるんじゃないかと思うので、もう少し慎重にさせていただかないと、労働意欲プラス財産権の侵害ということになる可能性が大きい。

提案なんですけど、20年ぐらい昔ごろから民間企業がやってるのは、役職定年というのをやるんですよ。給料自体を抑えるんじゃなくて、給料は定昇があったりちゃんと上がるんだけど、役職を50歳とか55歳で定年にする。で、新陳代謝を図る。プラス、例えば60歳の昇給等、50歳の部長級とすれば、手当が違いますので、抑制されるということがあるんですよ。

だから、そういう方向性で検討するならよしとするんですけど、先ほど言ったように、やはり、一律55歳で、じゃあ再任用は62歳までしますよ、63歳までしますよと言いつつ、そういうことになると、いい環境は生まれませんと思います。

そこはどうか——部長交渉ということなんで、国の指導はあろうかと思うんですが、そこらを地方自治の独自性というのを考えると、やはりきちっとした態度をとるべきだろうと思います。そこはどうか考えていらっしゃるのかですね。

**○総務課長（田代健一）** まず55歳昇級停止の件でございますが、人事院のほうがこの55歳昇給停止のほうを勧告として出しました背景といたしましては、民間の給与水準との比較の中で、高年齢層55歳以上について引き続き昇給があった場合に、民間水準を上回る額となるという調査が出た結果に基づきまして、この施策のほうは勧告として出たような状況でございます。

それとあわせて、人事院としては旧来から給与の早い立ち上がり、民間におきましてはある程度一定の給与水準まで若年で立ち上がった上で、その後、役職等について給与額が加算されていくというような給与システムになっているのを踏まえまして、そのような民間と同じような給与の生涯賃金のカーブというのに変更していこうという流れがございます。

このような背景等も踏まえた上で、他の自治体におきましても人事院勧告に沿った55歳昇給停止が導入されつつあるところでございます。

本市におきましても、継続交渉となっておりますが、これまで人事院勧告に沿った国公準拠の給与取り扱いというのをしてまいっておりますので、職員の皆様には御理解をいただけるよう、引き続き努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、御提案のございました役職定年の考え方につきましては、現在のところ60歳定年、この中でもやはり高年齢層に職員の年齢層が固まってきており、当然、ポスト不足といったような問題点も生じているところでございますが、国のほうでは、先ほど申し上げましたとおり、さらに65歳定年といったような定年延長の案も出てきております。

こういった中では、先ほど御提案があったような役職定年、公務員の場合はそういった形になるかわかりませんが、再任用制度を再度見直す中で60歳、あるいはより早い時期に一旦定年のような形をした中で、再任用の中で役職につかない勤務のあり方というのが導入されるような方向性というものも出てくるのではないかとというふうに考

えております。

そういった面で、今後検討させていただければ  
と思っております。

以上です。

**○委員（川添公貴）** 役職定年に関しては、ある  
一定の年齢が来たら、役職だけはおりにていただ  
く。基礎部分、役職手当外の部分はほかの職員と  
同じように上がっていくというのが役職定年であ  
って、そこでやめてくださいと言うんじゃないん  
ですよ。そこはちゃんと。私の説明不足だったか  
もしれませんが。

階段をずっと上がっていく中で、役職について、  
仮に55歳になったら役職だけおりにていただ  
くという形です。退職じゃないんですよ、役職だけ  
おりにていただく。これが役職定年という民間の考  
え方ですんで、そこは御理解してください。

そこで、一応きれいに入れかえて、新しい血を  
入れていくという方法と、その人の給料も余り下  
がらない方法ですよ。

そういう方法もあるんですけど、そもそも人事  
院勧告に従うということ自体が地方自治の独立性  
という観点からいくと、余り私はよろしくない  
と思っております。

人事院勧告はどこの数値を調べるかという  
と、上場企業の百何社を調べるんであって、上場  
企業と地方とすれば、公務員等の給料格差、物  
すごくあるわけです。

だから、そこはあえて言わないんだけど、  
人事院勧告、人事院勧告っていうんじゃない  
なくて、旧東郷町時代に言っていたのは、  
役所は基幹産業であるということ  
を言っていたんですよ、その地区の。  
一番所得があって、一番お金を使う基幹  
産業なんです。

そうすると、市役所には約1,100名  
ぐらいおいでなんで、ここが基幹産業と  
すれば1,100名の企業と一緒に  
ということになりますよね。

企業の収益が上がるということは  
税収が上がるんですけど、その  
中で賃金を払っていく、その賃  
金で経済活動が回るということ  
を考えると、むやみやたらに  
その地方自治を侵害されるよ  
うな国の制度というのはいか  
がなものかなと思いますんで、  
そこら辺十分踏まえて、やは  
り地方経済を支えている一  
企業だよという考え方もあ  
ってしかるべきなものかな  
と思います。

だから、慎重にそこはされて。民間格差、民間  
格差というんだけど、私なんかの年代のころは、  
民間格差が逆やったわけだから。民間が5万円も  
らうときは市役所は2万円しかもらわなかった  
わけです、あのころは。

私が就職したときは5万5,000円だった  
んで、給料が。そういう時代なので、時代は  
どう変わるかわからないんですね。

そこら辺はしっかりとやっていただきたい  
というのが今のところ。もっと、景気がよ  
ければ別ですけどね。そういう形で、  
ぜひ慎重に労使交渉を重ねて  
いただきたいと思います。

この件はとりあえずこれで。

**○委員（成川幸太郎）** 今、再任用制度  
について説明があったわけですが、ただ、  
今ここへ出てきた資料は国の制度  
内容だけであって、先ほど口頭  
で市の考え方というのを説明  
されました。

いろんな交渉の過程があるから  
文書で出せないのかもしれない  
んですけども。短時間だけの  
ことと言われましたけども、  
短時間にした場合が結局、  
年金も払えない、収入  
ですね。逆に言えば、  
保険であるとか、加入  
できるように。フル  
タイムの3分の2以上  
を保証するのか、  
短時間のあり方  
というの  
はどんな捉え方  
されて  
ますか。

**○総務課長（田代健一）** 短時間勤務  
の勤務形態といたしましては、  
週で考えましたときに、  
週5日のうちで4日勤務  
するのか、あるいは3日  
勤務するの  
かといった  
ような、週  
の中での  
勤務日数  
がどれくら  
いになって  
まいるか  
という  
ところ  
でござ  
いまして、  
個々の週  
単位の  
勤務日数  
、勤務時  
間に応じ  
まして、  
御指摘の  
ありまし  
たような  
各種保  
険関係に  
ついて  
も影響が  
出て  
まい  
ります。

現在、職員のほうにも、  
現在での短時間勤務  
についての市の考  
え方のほうを提示  
いたして  
おります  
が、定年  
退職を  
迎える  
皆様の  
ほうから  
もそう  
いった  
保  
険関係  
も含め  
たい  
ろんな  
御意見  
のほう  
が出て  
いる  
ところ  
でござ  
います。

また、来年度の定数管理  
の関係の中  
でも、  
経験の  
豊富な  
定年を  
迎  
えられた  
職員の  
皆様の  
そう  
いった  
能力  
という  
のが  
生か  
せる  
よ  
うな  
、  
職  
場  
にお  
いて  
引  
き  
続  
き  
勤  
務  
を  
し  
て  
い  
た  
だ  
く  
に  
は  
5  
日  
の  
う  
ち  
の  
4  
日  
が  
い  
い  
の  
か  
、  
あ  
る  
い  
は  
3  
日  
が  
い  
い  
の  
か  
と  
い  
っ  
た  
あ  
た  
り  
を  
現  
在  
、  
検  
討  
し  
て  
い  
る  
と  
こ  
ろ  
で  
ご  
ざ  
い  
ま  
す。

です  
ので、  
現時  
点で  
はそ  
のい  
ずれ  
に  
な  
る  
か  
と  
い



うのはちょっと申し上げられませんが、市のそれぞれの職場においても、働く側においても一番勤務がしやすく、それから住民サービスにとってもメリットがあるような形の再任用の仕組みにしてまいりたいというふうに考えております。

**○委員（成川幸太郎）** 今話を聞いておると、5日勤務のうちの3日なのか4日なのか、じゃあ、1日の勤務時間は8時間と、通常の職員と一般職員と同じ時間と考えていいわけですね。

**○総務課長（田代健一）** ほとんどの職員、現在の勤務形態が8時半から5時15分までの勤務の職員におきましては、そのような形になると思います。

一部、看護師さん等の特別な勤務形態を行っていらっしゃる所につきましては、引き続きそういった形態の中でその勤務時間のほうが割り当てられる可能性のほうがございます。

ほとんどの職員は、お話のあったように、8時半から5時15分、通常の勤務となります。

**○委員（成川幸太郎）** 先ほど川添委員からもありましたように、薩摩川内市において、市役所職員というのはモデルになる大きな企業、基幹企業だということを考えれば、この再任用制度が民間にも、市がこうしてるからということで悪いモデルにならないように、ぜひ働く人たちが安心して再任用に向かっていけるような制度になるようにしていただきたいと思います。

特に、一番問題なのは、確かに給料は多少下がるべきだと思うんですけども、福利厚生面ですね、ここがやっぱり対象になるような再任用制度の設計というのを、これから交渉もされるでしょうけれども、お願いしたいと思います。

**○委員（川添公貴）** 総務課の所管でなければ所管でないとおっしゃってくださいね。

せんだって、産経新聞で行橋市の案件が載って、共産党市議が職務時間中にしんぶん赤旗の勧誘、それから集金等に回ってるということでちょっと問題があるんじゃないかということが載ってたんですが、本市において、そのような事実があるのかなのか、確認したいと思います、勤務時間中にね。

**○総務課長（田代健一）** 新聞で報道されていることについては、総務課のほうでも確認をいたしておるところでございます。

本市においてどういう状況かということでござ

いますけれども、一般的な庁舎内での物販活動、その他については庁舎管理者である総務部長、あるいは勤務時間内ということであれば、総務課のほうの了承を得た上で庁舎内でのそういった活動のほうをしていただいているところでございます。

全般といたしましては、特定の新聞とか、それから営利活動、保険の勧誘活動といったのに限らず、総務課の中では業務に支障が生じない範囲で認めているところでございます。

以上です。

**○委員（川添公貴）** ということは、しんぶん赤旗を行橋市のように販売する行為、集金する行為は、総務が認めてるということで理解してよろしいのかな。

**○総務課長（田代健一）** 特定紙に限らず、答弁させていただきますけれども、これまでの慣行といたしまして、いつの時点で承認を出したというのは定かではございませんが、これまでの慣行の中で承認しているということになっております。

**○委員（川添公貴）** 了解しました。そういうことで、法的には問題あるのか、ないのか、グレーゾーンであるということは承知してるんですけど、そういうグレーゾーンであること自体を総務部は認めているということで理解して。もう一回言いますが、理解してよろしいんですね。

新聞の中でも、行橋市の共産党市議は党の本部と相談したいというようなことも書いてあって、法に触れる可能性があるだろうということを認識してるんだが、本市においては、薩摩川内市役所総務部が認めているということで、最後ですけど、確認してよろしいな。

**○総務課長（田代健一）** 私どもも先ほど答弁いたしましたとおり、新聞報道等の範囲でしか、行橋市それから川崎市等もあったかと思っておりますけれども、把握いたしておりませんが、その中では、懸念される材料の一つの中で、そのような党機関紙が机上にたくさん置かれている状況を見て、市役所の職員は特定の政党に入っているというか、政党に属している人が多いんじゃないかといったような批判もあるというようなことが言われているやうに受けました。

現在までのところ、そういった党機関紙等の新聞、あるいはその他の物販等の営利活動について、市民の皆様からの苦情というのは来ていない状況

でございます。

これがいろいろな形で今後、そのような批判、疑念を持たれるような状況が本市においても発生するようであれば検討しなければならないというふうに考えております。

**○委員（川添公貴）** 今後の推移を見守りたいと思います。先ほど言ったようにグレーゾーンということで。

いろいろ書いてあったんで、それをあえて言う必要はないので、そういう意味合いである程度認めてるということであれば推移を見ていきたいと思います。

個人としては、商売は商売なんで、商売する人のことを邪魔するつもりはないんですけど、そういう行橋市の場合は共産党市議自体がやってたということで問題視されているんで、そういうことがなかなかグレーなんで、いい悪いは言いませんけど、ちょっと状況だけを把握しておきたいということです。

以上です。

**○委員長（福元光一）** 部長から何かございませんか。

**○総務部長（今吉俊郎）** 今、総務課長が申しましたとおり、今のところ、これまで市民からの苦情等とかないう状況ですので、これまで認めていたという意味ではないんですけども、行われておりましたので、必要な時期が来れば検討はする必要はあろうかと思っておりますが、今のところは特に動けない状況です。

**○委員長（福元光一）** ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございせんか。

**○議員（持原秀行）** この雇用と年金の接続にかかわる再任用制度の中で、一番下に書いてありますとおり、年金支給の開始年齢の引き上げスケジュールが書いてございますよね。

2年ごとに1歳ずつ上がっていくということで、平成37年には65歳からになるということで、この間、先ほどもちょっと課長のほうからも説明がありましたけれども、定年延長の話が出てるといふことであれば、そこの整合性ですね。もし職域部分の年金がもらえるところで打ち切った場合に、そこのところと定年延長、ここのかかわり方もきちっと整合性をつけてないとまずいんじゃないかと思うんですが、そこらあたりはどう考えてるんですか。

**○総務課長（田代健一）** 資料の中の一番下の欄に引き上げスケジュールのほうがございまして、今年度60歳が61歳に引き上げですので、61歳の誕生日が来ないと年金がもらえない状況というのが、平成25年度、平成26年度、平成27年度はこの状態が続きます。

これは、退職年度でいいますと、平成25年度、平成26年度の退職、ことし、来年の退職される職員が該当することになります。

国のほうで先ほど申し上げました与野党合意、自民・公明・民主間で合意がなされました定年の段階的延長に係る措置をとるといった上での国家公務員法の改正というのは、平成28年度までにそのような措置について検討をするといった内容を附則の中に盛り込んでいくというような範囲で現在わかっているところでございます。

ですので、平成28年度となりますと、公的年金の引き上げが62歳になる年ですので、61歳の間は国も現在の再任用制度を主とした雇用と年金の接続の制度を継続するというふうに考えております。

したがって、これは持原議員のほうからもございましたように、定年延長といったような法改正による確立した制度になるまでの暫定的な取り扱いになるのではないかとこのように考えております。

ですので、現在のところはこれまでの2階部分の年金が支給されていた昨年度退職者の皆様と、それから今年度、その部分が全くなされた方、あるいは、嘱託員として雇用されている方の給与水準、それから勤務形態等との格差が生じないような形、そういったバランスも見ながら将来的に考えられる、これはまだわからないところでございますけれども、定年延長となった場合の身分的なもの、給与的なものというのも想定しながら、この2年あるいは3年間の経過措置の間の再任用制度のあり方というのを考えないといけないというふうに考えております。

**○議員（持原秀行）** やはり、昔は60歳になったら定年になったらすぐ満額年金ということで、そういうふうになってましたよね。ですから、やっぱりそのところで生活設計が狂ってきちゃったわけですね、現在は。

市内の民間企業もきちっと調べてみてください。例えば、京セラさんのように、ちゃんと3分の2勤務ということで、65歳まで働いていいですよというところがほとんど大部分になってきている状況なんですよ。

ですから、私が言いたいのは、やっぱりこの再任用制度—その報酬比例部分が出るから、そこで打ち切るよということではなくて、やはり満額きちっと出るといふときまでは、やっぱり雇用するんだという、そういうスタンスで私はおるべきであるというふうに思うんですけれども、定数の関係もあるかもしれませんけれども、そこは別枠と捉えて、やはりそういう、先ほど来、川添委員のほうも言われましたけれども、生活する基盤ですね、そのところをしっかりととっていただきたいと思えますし、また、民間に学ぶところはしっかりと学んでいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（福元光一） 質疑は尽きたと認めます。  
以上で総務課を終わります。  
御苦労さまでした。

---

#### △秘書室の審査

○委員長（福元光一） 次に、秘書室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一） それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○秘書室長（上戸理志） 報告はございません。

○委員長（福元光一） これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

以上で秘書室を終わります。

御苦労さまでした。

---

#### △文書法制室の審査

○委員長（福元光一） 次に、文書法制室の審査

に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一） それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○文書法制室長（堀ノ内 孝） 特にございませ

ん。  
○委員長（福元光一） これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

以上で文書法制室を終わります。

御苦労さまでした。

---

#### △財政課の審査

○委員長（福元光一） 次に、財政課の審査に入ります。

---

#### △議案第139号 薩摩川内市税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一） まず、議案第139号薩摩川内市税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司） 財政課でございます。

議案つづり、その1の139-1ページをごらんください。

薩摩川内市税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

また、提案理由につきましては、11月27日、本市議会定例会の本会議場におきまして総務部長から説明させていただきましたので、委員会では説明を省略させていただきます。

続きまして、139-2ページをごらんください。

改正の内容は、薩摩川内市税外収入督促手数料及び延滞金条例の附則に、延滞金の割合の特例項

目を加えるものであります。

また、施行期日につきましては、地方税法及び本市市税条例に合わせ平成26年1月1日とし、さらに、施行期日以降の期間について適用することとし、同日前の期間につきましては従前の例によるものとする経過措置を講じるものであります。

詳細な内容につきましては、別冊となっております総務部の議会資料で御説明いたします。1ページをお開きください。

改正の概要を取りまとめたものでございます。

本条例の一部改正は、地方税法の一部改正にあわせ、税外収入に係ります延滞金の割合を改正するものであります。

ここで、資料の修正をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

本資料の項目1及び項目2の表中の、4. 3%と表記しております3カ所の数値をいずれも7. 3%に修正をお願いしたいと思います。

精査・確認につきまして足りませず、まことに申しわけございません。

それでは、説明のほうに戻ります。

改正の概要でございますが、1の一部改正の内容の項目の表中にお示ししてありますとおり、督促状発行後入金された期日が11日以後である場合、改正後の適用率を、特例基準割合が7. 3%以上の場合は14. 6%とし、同基準割合が7. 3%未満の場合は特例基準割合に7. 3%を加算した割合とするものであります。

また、同表の1行下にお示ししております督促状発行後入金された期日が10日以前である場合には、改正後の適用率を、特例基準割合が7. 3%以上の場合は7. 3%とし、同基準割合が7. 3%未満の場合は特例基準割合に1. 0%を加算した割合とするものであります。

なお、この特例基準割合とは、同表の下部にお示ししておりますとおり、財務大臣が告示をいたします貸出約定平均金利に1. 0%を加算したものであります。

また、2の改正した場合の比較にお示ししてございますが、平成24年11月30日の基準割引率を引用し延滞金割合を試算いたしますと、現行14. 6%のものが8. 6%に、現行7. 3%のものが2. 3%になるものと考えております。

3の施行期日につきましては、本市市税条例の施行等にあわせ、平成26年1月1日とするもの

であります。

以上で条例改正についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止しておりました議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）財政課関係の平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算、第3回補正について御説明いたしますので予算に関する説明書の28ページをごらんください。

2款1項5目財産管理費であります。説明欄をごらんください。

事項、財産一般管理費におきまして、今後の財源対策のため財政調整基金への積立金を実施しようとするものであります。

なお、今回補正後の同基金の本年度末残高は109億3,887万5,000円となる見込みでございます。

次に、61ページをごらんください。

12款1項公債費、1目元金であります。

備考欄をごらんください。歳出予算での補正はございませんが、今回の補正で住宅使用料収入の

増額及び住宅管理経費の減額調整を行っていることから、公債費に充当いたします住宅使用料の額に変動が生じたため、財源調整となったものであります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、14ページにお戻りください。

10款地方特例交付金及び次のページ、15ページの11款地方交付税は、本年度交付額の確定を受け、それぞれ増額しているところでございます。

次に、27ページになります。

22款市債は、事業費の確定等により道路整備事業債等を減額調整したほか、地方交付税とともに起債額が確定いたしました臨時財政対策債を増額しております。

続きまして、地方債について御説明いたします。

お戻りいただきまして9ページをお開きください。

第4表 地方債補正をごらんください。

今回の補正では、道路整備事業など、ごらんの3事業につきまして、それぞれ事業費の動きに対応いたしまして限度額を減額するほか、起債額が確定いたしました臨時財政対策債につきまして、限度額を増額するものであります。

以上で、財政課関係の補正予算の概要説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（福元光一）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

**○財政課長（今井功司）** 今回は特にございません。

**○委員長（福元光一）** これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

以上で財政課を終わります。

御苦労さまでした。

---

#### △財産活用推進課の審査

**○委員長（福元光一）** 次に、財産活用推進課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（福元光一）** それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** お疲れさまでございます。財産活用推進課からは資料を提出しておりますので、総務文教委員会資料の2ページをお開きください。

薩摩川内市公有財産利活用基本方針に基づく財産仕分け・利活用方針の取り組み及び進捗状況について、御報告をさせていただきます。

財政運営プログラムの取り組みの一つでございます財産仕分け・利活用方針につきましては、平成25年2月に策定いたしております。

下の表を見ていただきますと、市有施設1,230のうち165施設を処分財産として民間譲渡・譲与・貸付・休止などの財産の処分することといたしております。

そのうち、これまでに処分が完了した施設が35施設ございますので、次のページをごらんいただきたいと思っております。

上段のほうに、閉鎖等になった施設が32施設、解体した施設が1施設、民間等へ譲与した施設が2施設となっております。

今後は、平成26年度に5施設、平成27年度に52施設、平成28年度に69施設を処分することといたしているところでございます。

今後も、財産の処分・有効活用・管理経費の縮減等に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたしますと思っております。

以上で、財産活用推進課の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（下園政喜）** ここに小学校、中学校の施設が閉鎖ということになっておりますけども、そ

の後の活用状況とかというのは、まだ全然話せない状態ですか。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 小中学校につきましては、教育財産としての用途を廃止したということで閉鎖ということでここに掲げてございます。

当然、今後の利活用につきましては、地元の意向、それから有効策等を検討しながら、さらなる利活用を図っていかねばならないというふうに考えているところでございまして、現在、既に寄田の施設については貸付等により活用いたしておりますが、そのほかにつきましても若干、地元との協議をいたしているところでございますので、今後、また有効に活用はしていきたいというふうに考えているところです。

**○委員（川添公貴）** お金の話を聞くのも何なんですけど、ここの最初の上段で、財産の有効活用・管理経費の縮減ということであってあるんで、あえて聞くんですが。まず、その前段で、今、質問があったように、処分完了施設という表題が打ってありますよね。

閉鎖済みと書いてあるのが処分完了なのかどうか、ここの意味ですね。処分完了というのは貸付もしくは売却をしたものが処分完了と私は思っているんで、その意味合いをまず前段で教えていただいて、処分完了をしたこの案件について、経費がどれほど浮いたのか。それとも、売却益がどれくらいあったのか、その両方お答え願いたい。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** おっしゃるとおり、閉鎖とした部分について、まだ処分は完了してないという概念になりますが、この財産仕分けの中で処分財産というのの中に、一応、今後の活用については、まだ売却とかできないけれども、とりあえず管理経費が要らないようにしようという閉鎖というのも、一応処分完了という取り扱いとさせていただいているところは御理解をいただきたいと思います。

先ほど言いましたが、閉鎖した設備についても、今後、有効活用ができる部分については有効活用をしていきたいというふうに考えているところです。

あと、どれぐらいの効果があったのかということでございますけども、平成24年度の決算ベースでは、およそ1,250万円程度の管理経費の縮減がなされたというふうに把握しております。

**○委員（川添公貴）** 売却が載ってないですね。載ってないんで、1,250万円管理経費が浮いたということですね。

これだけ閉鎖したのに削減が少ないんじゃないかなど。計算の仕方がいろいろあるんで、そうは思いますけど、当該施設が約15ぐらいあるんで、相手先が決まったのがね。そうすると、1,250万円では少ないのかなど。

これに関連してた関係を計算すると、もっと費用が削減されたのかなどと思いますが、そこら辺の資産のあり方をもう一回計算し直していただく。

もう一つ、考え方として、閉鎖済みをしたことによって、完了済みという解釈ととられてる。それも解釈のあり方の一つだろうとは思いますが、通常、民間では全てが完結したときに完了済みであって、この閉鎖をしたのは完了前、いわば着工前なので、そこは区分して考えられたほうが、処分の今後のあり方として。例えば売る、貸すという仕分けをするときに、きちっとそのポストに置いといたほうが仕分けしやすいのかなどは思います。

例えば、小学校施設を貸すという概念から外れて売ってしまうという話も出てくるかもしれませんが、その仕分けをする段階の前段として、そういう位置づけに置いたほうがいいのかと思うんですが、どう考えてらっしゃいますか。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 管理経費の積算につきましては、現在、そこに実際係ってる管理経費を積み上げた金額でございまして、それに係る人件費等のフルコストでは、ちょっと今のところは把握をしてないところでございます。

また、35施設ございますけども、小学校、中学校の管理経費につきましては、フルというか、ほかの施設も含めてしてる関係上、割り振ることができなかったんで、そこについては計上はしてございませんので、実際上はまだ削減効果はあったのかなどというふうに考えているところでございます。

あと、御指摘のとおり、確かに閉鎖となっても、まだそこには普通財産として残るといった概念がございまして、一旦は閉鎖としてということで処分させていただきますが、それについては、また普通財産として今後管理していく中での有効策というのを十分検討していきたいというふうに考えております。

○**総務部長（今吉俊郎）** 課長が説明しましたとおり、今、施設として管理しているもの、これについて財産仕分け、あるいは利活用方針を定めたもので、それに沿って粛々と進めていっているところです。

この方針に基づく処分が完了したら、普通財産として管理しなければならないという説明しましたのを、もう少し平たく言えば、1, 230ある施設の看板を外してということで、各所管課が予算をとって管理をしているもの、これを縮減していこうというのが財政運営プログラムの主眼でしたので、まずは土地になって普通財産として残るんですけれども、施設の看板を外して、その管理を予算の中から負担しないようにしていればという思いで財産仕分け行っておりますので、御理解をいただければと思います。

○**委員（川添公貴）** 課長の答弁で、努力されるのかなと思ったんですが、部長答弁を聞いて、もう一回ちょっと反論してみたいと思うんです。

看板を外すことはステップであって、目的ではないと思うんですよね。さも、これが、外すこと自体が目的のように話をされるんですけど、それは手段であって、結果論として、看板を外した結果、処分ができて貸付、売却ができて、なおかつ幾ら浮いたのか、幾ら貢献したのかと、歳出の部分に関しても。また売るとしたら歳入が係ってきますんで。ここが最後のケツであって、その前段で、看板を外すこと自体がとりあえず最後のケツですよという話をされると、財政運営プログラムの本来目的とする、一番最終目的とする経費削減の部分までは届かないと思うんですが、どう思いますか。

○**総務部長（今吉俊郎）** 私が申し上げましたのは、財政運営プログラムの最終目的が看板を外すと言ったつもりはございませんので、聞き違いじゃないかと思います。

財政運営プログラムは、いわゆる取り組みとしてお示ししておりますが、四つ、これはあえて申しませんが、川添委員がおっしゃるとおり、まず看板を外して、そして民間の方々に土地でも建物でも売れる状態にするということ言えば、おっしゃるとおりスタート時点です。

ただ、市の予算的なもので財政運営プログラムを仕掛ける中では、やはりうんと職員が意識を変えて、いわゆる自分たちの業務をできるだけ少な

くしていくという方向で、そういう取り組みとして定めた財政運営プログラムですので、御理解いただきたいと思います。

あえて川添委員に反論したわけではなくて、スタートのつもりです。よろしく願いいたします。

○**委員（川添公貴）** 反論は全然構いません。反問権も許されてますので、どんどん反問していただければ結構ですけど。

聞き違いということをおっしゃったんで、最近ちょっと耳が悪いものですから聞き間違えたのかもしれませんが、私の頭の中には、先ほど申したことに映ったものですから、そのように話をしました。

結局、ここ何を言いたいのかというと、このことをすることによって事務事業も減ってくるということ、今、部長は答弁されました。そこで、幾ら浮いたのかですよね、幾ら浮いた、究極はそこなんです。

だから、それをするためにも仕分けをきちっとやれるような状態にしておくことが一つ。

それと、先ほど言った看板を外すだけが一つではない。違うとまたおっしゃると思うんですが、そこが最終目標であってはならないということですね。

もう一つは、最終的には全てを処分できれば処分をして、身軽になって、財政運営がきちっといける、これが最後の目標であって。ひっかかるのは施設処分完了してと、ここにひっかかるんですよ。着工前なんですから、まだ。

最終のケツが完成してないんで、そこまでの仕分けした方法が、やはり今後のいろんな売る、貸す、または無償譲渡するという仕分けをする色合いがきちっとできるだろうということを言いたいんであって。部長が1, 230の看板をとりあえず外す、それは、とりあえず外すというのはあしたでも外せばいいんですから、看板だけであつたら。

要は、中身をいかにして外すのか、いかにして経費を浮かすのかということが重要であるんで、その看板を外すことよっての経費の削減はどれぐらいを見込んでいらっしゃるんか、あえて聞いてみたい。

○**総務部長（今吉俊郎）** 財政運営プログラムで見た削減効果はずばり4億円の削減です。

私は1, 230の看板を全部外すとは言うてお

りません。いわゆる、そのうち、処分財産として仕分けたもので165施設、これを減らしていこうということで、その看板を外すという言い方は、いわゆるその施設の管理を少なくしていくということで御理解をくださいと申し上げたつもりで、それこそ、聞き違いと言うたのは言いすぎたかもしれませんけれども、1, 230全て施設をなくするものではございません。

この市役所も、その施設の中に入るかもしれませんし、いろんな施設がありますので、必要となっているのは、まだ1, 100から施設数としては残るという意味で御理解いただきたいと思えます。

○委員（川添公貴）わかりました。

きょうの段階は、とりあえず継続審査じゃないけど、部長とひざを交えてゆっくりを話をしたいと思えます。

後ろでたくさん待っていらっしゃいますので、きょうのところはこれでとりあえず和解をしたいと思います。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で財産活用推進課を終わります。

御苦労さまでした。

---

△税務課・収納課の審査

○委員長（福元光一）次に、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

△議案第140号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一）それでは、議案第140号薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（山口秀昭）議案第140号薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづり、その1、140-1ページであります。

提案理由につきましては、本会議で部長から説明をいたしておりますので、省略させていただきます。

説明は、総務文教委員会資料で行いますので、資料の4ページをお開きください。

改正の概要であります、（1）①につきまし

て、平成21年10月から、65歳以上の公的年金等の受給者のうち個人住民税の納税義務のある方について、公的年金に係る住民税について、公的年金等からの引き落とし、特別徴収する制度が開始されていますが、賦課期日後に市外に転出された場合に、従前は転出月以降の年金天引きは中止となり、普通徴収、納付書で納付するとなっていたものが、転出後におきましても特別徴収を継続されるものとなったものでございます。

②につきましては、現行では特別徴収の算定方法として、前年度の2月分と同額を4月、6月、8月に仮徴収し、後半の10月、12月、翌年2月の本徴収では、年税額から4・6・8月の仮徴収額の合計金額を差し引いた残額を特別徴収することになっております。

しかし、年税額が前年度の年税額よりも大きく変動した場合に、本徴収額と仮徴収額に差が生じることがあることから、年金支給の際に徴収される個人住民税額を平準化させるため、仮徴収税額について、現行の「前年度の2月の税額と同額」から、改正後は「前年度の年税額の6分の1の額」とするものでございます。

この改正は、公的年金からの特別徴収における仮徴収税額の算定方法を見直すもので、税負担の増減を生じさせるものではありません。

③につきましては、金融所得課税の一体化を進める観点から、上場株式等の配当と譲渡損益間のみで認められていた損益通算の範囲を、公社債等の利子や譲渡損益にも拡大するとともに、非課税とされている公社債等の譲渡損益についても、損益通算して申告分離課税の対象とすることとしたものでございます。

施行期日につきましては、年金特別徴収に係るものが平成28年10月1日から、上場株式、公社債等の申告分離課税につきましては平成29年1月1日からとなっております。

なお、個人住民税における年金からの特別徴収義務者数は、平成25年7月現在で6,385人、上場株式等の譲渡所得等がある対象者は、平成24年度で138人となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。



[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止しておりました議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（山口秀昭）それでは、補正予算につきまして、収納課分もあわせて御説明いたします。

予算に関する説明書の31ページをお開きください。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費、税務一般管理費では、人事異動に伴う人件費等の補正が主なものでございます。

2目賦課徴収費、賦課徴収事務費では、還付加算金及び市税歳出還付金につきましては、それぞれ今後の還付見込みにより増額補正をお願いするものでございます。

同じく納税奨励費は、市税納税の際にコンビニを利用される方が増加していることにより、コンビニ手数料に不足が見込まれるため、また、延滞金利率の改正に伴うシステム改修の委託料について、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、税務課所管に係る歳入予算について御説明いたします。

予算に関する説明書の12ページをお開きください。

1款市税、1項市民税、2目法人分、1節現年課税分につきまして、決算見込みにより増額補正を行うものでございます。

次に、13ページをお開きください。

2項固定資産税、1目固定資産税、1節現年分につきまして、償却資産において、決算見込みにより増額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（川添公貴）歳入の固定資産税と市民法人税について、これは特定の者が見込みで業績が上がったからということ増額をされるのか、特定の者ですね。

固定資産税については、あえて言っていいたくはないんですが、償却資産とおっしゃったんで、九州電力内のいろんな償却資産の増額を計上されたのかどうか。その2点、お願いします。

○税務課長（山口秀昭）1点目は、お見込みのとおりでございます。

2点目のほうは、総務大臣配分がなかなか実数が積めないところもございまして、その分ということで御理解いただければと。

あと、当初予算をちょっと切り詰めたところもございまして。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○税務課長（山口秀昭）ございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で税務課及び収納課を終わります。

御苦労さまでした。

---

△契約検査課の審査

○委員長（福元光一）次に、契約検査課の審査に入ります。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一） それでは、審査を一時中止しておりました議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○契約検査課長（堂元清憲） 契約検査課です。

それでは、補正予算につきまして説明をいたします。

予算書・予算に関する説明書は、29ページになります。

2款1項14目契約管理費です。まず、報償費でございますが、26万6,000円の減額です。

これは、優良建設工事施工企業等表彰実施要綱に基づきまして毎年行っておりますが、前年度発注工事のうち優良な工事を行った企業並びに技術者の方を表彰いたします。

この表彰状の額縁、並びに副賞として楯・シール・旗、これらを贈呈をいたしますが、これらの費用が確定しましたものですから、残額を減額補正するものでございます。

続いて、旅費でございます。40万円の減額です。この主なものは、庁内の全ての技術職員のスキルアップ研修の旅費を計上しておりますが、この旅費につきまして、割安運賃の利用、それとまた、各種会議の旅費の確定分に伴います執行残でございます。

それから、委託料でございます。85万円の減額です。この主なものは、積算システムのハード保守委託料、具体的には農業・土木の標準積算システムでございますが、これを他課のシステムと統合をいたしまして保守業務を行いまして、それによる減額、その他ソフトウェア・ハードウェアの保守委託料の確定による減額でございます。

次に、使用料及び賃借料です。3万3,000円減額です。これは、今、委託料のほうで説明いたしましたが、他課と統合しましたシステムにつきまして、そのリース料が不用となりましたことによる減額の補正でございます。

最後に、負担金補助及び交付金でございます。1万円減額です。これは、職員の研修負担金、出席負担金ですが、この確定に伴いまして減額とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一） 次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○契約検査課長（堂元清憲） 所管事務につきまして、委員会資料に基づきまして、今年度の建設工事の入札状況等を報告いたします。

委員会資料は5ページでございます。

建設工事の状況です。

1の（1）ですが、年度ごとの入札の件数と平均落札率です。

この表は11月20日開札分までとなっております。245件執行しております。平均落札率が91.40%でございます。

下の（2）ですが、これは一般競争入札の工事ごとの開札状況です。それぞれの件数、また1件当たりの入札の申込業者数ほか、表の記載のとおりでございます。

なお、右から2番目に不調件数でございますが、計4件これまでありますが、これは、中身としましては、施工体制調査により失格となったものが3件、同一地区の受注制限により失格となったものが1件、計4件でございます。

なお、これらについては、いずれも、後日、再度入札公告をいたしまして、いずれも落札となっております。

次に、6ページです。

（3）は、一般競争入札の予定価格の金額区分別の発注件数です。1,000万円未満の工事が全体の約61%を占めております。

下の2の表はコンサル業務委託でございます。これらは全て指名競争入札でございます。各区分ごとの平均落札率です。

これも、一番右に不調件数2件でございますが、これはいずれも予定価格に達しなかったものでございまして、これは後日、再度、指名通知を行いまして、いずれも落札しております。

次に、7ページです。

同じく一般競争入札の月別の状況でございまして、昨年度との比較になっております。

上の2本の折れ線が平均落札率、棒グラフが発注の件数、下の折れ線が入札参加率、これは1件当たりの入札参加業者数でございます。

下の表は、同じく工種別の平均落札率でございます。2本の棒グラフの右のほうが、今年度の落札率です。これは、土木一式、建築一式など4工種で昨年度を上回っている状況でございます。

なお、今年度は御案内のとおり、4月1日並びに9月1日に入札制度の改定を行っております。これは、施工体制の調査審査基準額の引き上げでございます。それらによりまして、落札率が上がってきているというふうに捉えております。

次に、8ページです。

工事成績評定の10月分までの状況です。

上の表ですが、折れ線の実線のほうが本年度、点線が昨年度です。三角が最高点、ひし形が平均点、四角が最低点でございます。

棒グラフは成績評定を行った工事の件数でございます。

真ん中の表に各年度の平均点の推移がございまして、一番右は本年度ですが、昨年度との比較におきましては7月と10月以外はいずれも平均点は上回っている状況でございます。

その下の6は、総合評価落札方式でございます。これまで、今年度14件実施しております。平均落札率が95.5%となっております。

委員会資料に基づく報告は以上でございます。

もう1件、よろしいですか。

続きまして、9月の総務文教委員会におきまして、本市の入札に応札する業者の方のボランティア活動の実態について調査をし、12月または3月の委員会で結果を示されたいという御意見がございました。

また、本会議の委員長報告におきましては、所管事務の調査結果ということで、総合評価落札方式において、業者のボランティア活動を評価対象としているが、業者にとって、これが負担となっていないか、ボランティア活動の実態把握に努められたいという御意見・要望が述べられたところでございました。

つきましては、議会終了後、経過を経まして、本市の入札参加資格のあらわれる市内の建設業者の方171社に対しまして、ボランティア活動に対

しますアンケートを実施することといたしまして、これを今月5日でございますが、アンケート用紙を一斉に送付をしたところでございます。

このアンケートにつきましては、集約を今月20日までとお願いをしております。ちなみに、昨日現在で39件、22%の回答を得ているところでございます。本日も多数回答が郵送で寄せられたところでございます。

経過を若干説明させていただきます。

9月の委員会のときに、成川委員のほうからの御質疑でございましたが、以前に建設業協会がボランティアに関して調査を行ったという御質疑の中でございまして、そのとき、我々のほうはその事実を把握をしていなかったものですから調べましたところ、昨年9月に鹿児島県建設業青年部会というところで、県内の建設業協会の会員企業820社に対しまして、ボランティアに関するアンケート調査を行っていたということがわかりました。ちなみに、これにつきましては291社が回答をされた結果でございました。

そのアンケート調査の内容が把握できなかったものですから、用紙と回答結果、それとまた、記載された自由意見というような形でいろいろ記載がございましたが、そういった資料を入手いたしましたところでございます。

それらの分析もしながら、また、県の建設業協会川内支部並びに薩摩川内市建設業協会に直接出向きまして、委員会、本会議で述べられた御意見というものを説明をいたしました。

その後、調査項目について検討を重ねまして、結果20項目につきましてアンケート調査を行うということにいたしました。

なお、業者の方が特定をされないように、回答は無記名といたしまして、また、御負担になりませんように切手をはった返信用封筒を同封いたしました送付をしたところでございます。

まだ、もう少し回答期限までございますが、回答を集約後は、資料を作成いたしまして御報告申し上げたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（下園政喜）今、建設業において、薩摩川内市のほうは不調が4件ということでございますけれども、この不調を見てもみますと、舗装に集中しているようでございまして、54件入札を行って、38件が施工体制調査を受けたということは、最低金額を全部下回ったということですよ。

そして、抽選を25回して、落札者を決めたということであれば、ほとんど同額入札ということになります。これは設計価格がわかっているからこういうことになるんでしょうけれども、この前、議会で質問しましたとおり、これ完全にまだまだふえていくと思うんです。

だから、先ほどありましたように、1,000万円以下がと言われましたけど、舗装においては、1,000万円であろうが、2,000万円であろうが、3,000万円であろうが、皆一律になっておるからこういう状態であるんですが、これであっても、やっぱり業者のレベルにあわせた発注体制がとれないということなんですかね。

○契約検査課長（堂元清憲）今、委員から御質疑ございましたが、現行の入札制度の範囲内であくまでも運用しているという状況でございまして、確かに舗装が、今、御指摘のようにくじも多くなってございますが、90%を下回りますと施工体制調査になります。

9月に改定を行いましてから、今現在88%前後というのが、大体集中してる落札率の数字でございまして、やはり、そういった数字に、同額の入札が減っていないという状況は確かにございます。

ただ、前議会のほうで副市長のほうから一般質問でも御答弁ございましたように、現行の制度で運用をやっていきたいというふうなことでお答えしたところでございます。

以上でございます。

○委員（下園政喜）この前、副市長からお聞きしましたので、それはそれでいいんですが、今、業界から言われているのは、書類が多いということと、工程がなかなか進まないということを一生涯懸命の前も言われておりましたが。

それともう一つ、有資格者が建設に、物すごく人が少なくなってます。今、新聞でもいろいろ取り上げられてますが、何百万円の工事であっても、技術者を1人在駐しなさいということが問題にな

ってるようで、それがいないから仕事をとろうにもとれないという業者がふえてるようでございますけれども、例えば、500万円の工事に3カ月かかると、それに1人をずっとつけとないかんという、こんな給料もそれほど経費も見てないのに、こんな入札状況であるんですが、利益も度外視した中でいってると思うんですけども、その現場代理人をやっぱり有資格者をそこに張りつけるという方針も全く変わっておりませんか。

○契約検査課長（堂元清憲）今、委員から御指摘ございましたが、例年10月、11月と申しますのは、国とか県の発注も出てまいりまして、なかなか入札の参加者がいないとか、応札者がいないということで入札が中止になって、またもう一回かけるとかいう件数も多くなってございます。

今年度は例年にも増して、ややその傾向が強いものですから、先月、我々のほうで建設業協会のほうに出向きまして、ちょっと状況というか、直接お聞きしました。

そうしますと、今、御指摘あったように、確かに人員の配置が間に合わないと。まず、資材が手に入りにくいということでございました。

工事を受注しても、なかなか入ってこない状況があるものですから、なかなか入りにくいということが一つと、あと、重機の手配も非常に厳しくなっていると。リースが多いということなんですけれども、リース会社でなかなかタイミングよく機械があいてないんだということもおっしゃいました。

それと、民間の需要、消費税の関係の駆け込み需要で非常に民間の需要が多くなってる、これも確かであるということもございました。

それと、あと技術員の関係なんですけれども、なかなかこれまで、ここ何年か人員のほうを減らしてこられて会社も経営されてることもございまして、急に人がふやせない、仕事がふえてもなかなかそれに比例して人をふやすということもなかなかできないんだということもおっしゃいました。

いろんなことが複合的に絡んでるということで、業界の方もなかなか今非常に意味難しい状況にあるということも、口頭ででしたけれども、そういうのを聞きしてきました。

それで、今、御質問あったんですけども、現場代理人の関係でございまして、今もそういう状況が続いているんですけども、先日ございました案件で、翌年度への繰り越しが困難な事案というの

も今後出てくるわけですが、補助事業等になりますと、執行時期も限定されますので。

先月あった案件で、6件そのようにしたんですけど、現場代理人の常駐義務の緩和ということで、通常、現場代理人というのは工事1件についてそこに常駐ということが原則でございます、これは。そこにつきまして、金額要件とか、留意条件とかつけたんですけども、特記仕様書の中で2件までは兼任ができるというふうな形で発注をいたしました。

6件そのような案件、先月発注いたしましたけど、ちなみに4件は落札でございましたけど、2件は現時点で応札者が不在の状況でございまして、これについて発注課のほうで、対応を今、検討中というところもございまして、こういった対応もとっているところでございます。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で契約検査課を終わります。

御苦労さまでした。

---

△防災安全課の審査

○委員長（福元光一）次に、防災安全課の審査に入ります。

---

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（新盛和久）平成25年度第3回補正予算に係る防災安全課所管の補正予算につきまして御説明いたしますので、予算に関する説明書第3回補正の54ページをお開きください。

54ページ一番下の列にあります9款1項消防費、6目災害対策費を、480万円の増額をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、総務文教委員会資料の9ページをお開きください。

原子力災害対策施設等整備事業に係る備品購入でございます。

原子力災害対策施設等整備事業により、旧滄浪

小及び旧寄田小体育館のステージ部分を屋内退避施設として整備を進めております。

下の、参考をごらんください。

2の要援護者等屋内退避施設整備の概要ですが、川内原子力発電所における災害発生時に、即時避難が困難な要援護者等を、放射線防護機能を付加した旧滄浪小と旧寄田小に一時的に避難するものでございます。

例えば、寝たきりの要援護者等は、救急車など専用の車両でないと、長距離の避難をすることで生命に危険が及ぶような方がいらっしゃいますので、そういう方などを一時的に避難させるものでございます。

具体的には、ステージ部分を活用し、気密性を持たせ、放射性物質を取り除いた空気の中を送るものでございます。

工事は、ステージ部分を撤去し、体育館のフロアと同じ高さにし、どんちょうがある正面部分と天井に鉛合板を入れ、コンクリートの壁で覆います。そして、ステージがあった場所に気密性を持たせ、空調設備や非常電源を設け、放射性物質を除去した空気の中を送るものでございます。

1の事業概要をごらんください。

どの学校でもそうでございますが、ステージの下には、机・椅子・フロアシートなどを収納してございます。この物品を新たに収納し直す必要が生じ、机・椅子・フロアシートを収納運搬するための台車等を購入するものでございます。

また、地元ではこの体育館を文化祭等に使用されておりますが、ステージが必要という事情があり、簡易ステージも購入するものでございます。

2の補正額でございますが、480万円です。

3の購入物品は、テーブル用台車、椅子用台車、フロアシート巻き取り機及び巻き取り棒、シートハンガー、これは巻き取ったシートを掛けるもので、バレーボールの支柱を横に置く器材が体育館にございますが、これと同じようなものでございます。

さらに、簡易ステージ及びステージに上がるためのステップを記載の台数分購入しようとするものでございます。

これらの台車等は、通常、退避施設内に収納しておき、原子力災害時には退避施設から外に出すことを考えております。

以上で補正予算の説明を終わります。よろしく

御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告ありませんか。

○防災安全課長（新盛和久）ありません。

○委員長（福元光一）これより、所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）本会議のときに、江口議員の空き家対策のことで質問があった際、今回上程はできないと。3月にもちょっと危ないんじゃないかということと言われて、当初は、これ議員の中でも勉強して、議員提案にしようかという話も出てたのを、当局が4月1日施行で上程しますということと言われてました。

その後、国の動きが出てきて、私が9月議会であえて国の動きが影響を与えることはないかという質問をさせていただきましたけれども、そのときには影響はないと。上位法であるし、法律ができたなら足りないところは法に従わなきゃいけないという話だったわけです。

実は、それを待ってて、議員の動きはちょっととまってたわけですけども、3月にも上程されないというような動きになれば、また、改めて議員も勉強し直して、議員のほうで提案するというような話もちょっと出てるんです。

そこら辺、本当に国の動きを、国の法律を見たら、もうちょっとわからないわけですから、それまで待つのかということをお尋ねしたいんです。

○危機管理監（新屋義文）9月議会の本会議の一般質問にも、12月議会に出す予定ということで。また、通常考えられる、今まである条例と同様の内容の法案が出てくるという部分での対応でございましたけれども、やはり法案を見ますと、今まで予定していなかったものまで入ってきたという部分が確認できましたので、やはり、こ

れは法案の内容、そして、その施行、また運用について、そのような点を判断をして、やはり条例というものは確認してつけないといけないということで判断をしたところでございます。

先に、法案を無視してといますか、法案の状況とは別に、今までも条例があるわけですから、それと同様につくるという方法もありますけれども、せっかく、今、法案でどういうことをしようということが出てる中で、先に条例をつくるというのはいかがなものか。また、本会議でも答弁しましたとおり、そごが出てくる場合がどうかという部分で、そのような判断をしたところでございます。

以上です。

○委員（成川幸太郎）議員の中で空き家対策について勉強しようという動きをしたときにも、いろんな市民の声があつて動き始めたわけですね。

それを当局がつくるということと言われて、これは市民もそれはいいということで喜んでたのをとめるわけですから、当局としては、それを待つということと言われれば、議員のほうから出てもらっていいというふうにお考えですか。

○危機管理監（新屋義文）それについては、議会のほうで立法権というのがありますから、そこは何とも言えませんけども、今回、見送る段階で、市長からの答弁もありましたけれども、条例はつけないといえども、待つといえども、やはり何らかの対応をしないといけないということで、市長からもありましたとおり、4月から補助制度とか、空き家の解消のための、そういう支援メニューとか、そういう活用の方面での対応をしたいということでありますので、まずは条例が先という部分もありますけれども、実効的な、そういう対策をやはりしていかないといけないということで市としては考えているところでございます。

以上です。

○委員（成川幸太郎）ということは、空き家対策について何らかの施策はとられるということですか。

○危機管理監（新屋義文）私も答弁で答えたところでございますが、空き家対策、要は危険住宅等の解消のための補助制度、それと、有効活用のための支援メニュー等を今、検討しております。

そして、4月から施行できないかということで、市長の方からも答弁があつたとおりでございます。

以上です。

○委員（成川幸太郎）わかりました。

できたら、それが早めに提案、こういう案で考えてるということを出していただければ、議員の議会の動きというのもまた違ってくると思うんですけど、今のままですと、我々も市民に約束をしてやった部分が、当局が延ばしたから、はい、そうですか、と黙って放っておくわけにいかないというのが声として上がってきてますんで、ぜひ早めに、素案ができれば皆さんにお示しいただきたいと思います。

○危機管理監（新屋義文）先ほども申しました補助制度、支援メニュー等については予算を伴うものでございますので、当初予算のほうに反映されてくると思いますので、その時点で御説明できると思います。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で防災安全課を終わります。

御苦労さまでした。

---

△原子力安全対策室の審査

○委員長（福元光一）次に、原子力安全対策室の審査に入ります。

---

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止してございました議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）それでは、第3回補正に係る原子力安全対策室分について御説明いたしますので、予算に関する説明書の30ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、16目原子力対策費の事項、広報調査事業であり、トータルとしては増減がありません。予算組みかえになります。

内容としましては、説明欄をごらんいただきたいと思いますが、まず普通旅費と使用料及び賃借料に関しましては、本年、国主催の原子力総合防災訓練が鹿児島県で実施されましたが、東日本大震災前の予定では、宮城県で開催予定であったた

め、その訓練視察に係る職員旅費及び現地でのジャンボタクシー借り上げ経費を計上しており、これらを減額したものが主なものになります。

次に、印刷製本費につきましては、UPZ30キロ圏内住民の広域避難計画の確定に伴い、該当世帯へ配布を行う広域避難計画の概要の作成、及び小中学校の避難計画が確定したことに伴い、小・中学生向けの防災パンフレット作成に係る費用を計上しております。

以上で、補正に係る説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）特にございません。

○委員長（福元光一）これより、所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で原子力安全対策室を終わります。

御苦労さまでした。

---

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（福元光一）次に、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

---

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止してございました議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）選挙管理委員会事務局です。

第3回補正予算について御説明させていただきます

ます。

予算に関する説明書、33ページでございます。

2款総務費、4項選挙費、3目選挙費でございます。

これにつきましては、7月21日執行しました参議院議員通常選挙の経費の確定によりまして、1,264万4,000円を減額し、補正後の額を、4,300万6,000円にしようとするものでございます。

今回の補正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正がございました。減額の分になっておるんですけれども、それに伴いまして、事務従事者数を抑えたり、備品購入を控えたりして対応したものでございます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。22ページでございます。

16款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金の中の4節選挙費委託金でございます。参議院議員通常選挙委託金の確定によりまして1,264万4,000円を減額しようとするものでございます。

以上で、歳入に関する補正予算の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

以上で、議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

**○委員長（福元光一）** 次に、所管事務調査を行

います。

当局から報告はありませんか。

**○選挙管理委員会事務局長（森園一春）** ありません。

**○委員長（福元光一）** これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。

御苦労さまでした。

△会計課の審査

**○委員長（福元光一）** 次に、会計課の審査に入ります。

△所管事務調査

**○委員長（福元光一）** それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

**○会計課長（今吉美智子）** 特にございませぬ。

**○委員長（福元光一）** これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

以上で会計課を終わります。

御苦労さまでした。

△公平委員会事務局の審査

**○委員長（福元光一）** 次に、公平委員会事務局の審査に入ります。

△所管事務調査

**○委員長（福元光一）** それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

**○公平委員会事務局長（知識伸一）** 特にございませぬ。

**○委員長（福元光一）** これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

以上で公平委員会事務局を終わります。



---

△監査事務局の審査

○委員長（福元光一）次に、監査事務局の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（福元光一）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○監査事務局長（知識伸一）特にございませぬ。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で監査事務局を終わります。

御苦労さまでした。

---

△議事調査課の審査

○委員長（福元光一）次に、議事調査課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（福元光一）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

議事調査課から報告はありませんか。

○議事調査課長（道場益男）特にございませぬ。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で議事調査課を終わります。

御苦労さまでした。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（福元光一）以上で日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の継続調査及び委員派遣

○委員長（福元光一）ここで閉会中の継続調査についてお諮りします。

先ほどありましたように、東郷地域小中一貫校に関して、閉会中に委員会を開催したいと思います。

なお、日程等については後ほど協議します。

については、これを含めて、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、また、閉会中に現地視察など委員派遣を行う必要がある場合は、その手続を正副委員長に御一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことに御異議ありませんか。（資料は巻末に添付）

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（福元光一）以上で、総務文教委員会を閉会します。



## 【卷末資料】

閉会中の継続調査について



閉会中の継続調査について

総務文教委員会

(調査事項)

- 1 行財政運営及び会計事務について
- 2 市有財産の管理及び利活用について
- 3 市税の賦課徴収について
- 4 入札・契約制度の運用及び工事検査について
- 5 消防行政について
- 6 防災行政について
- 7 学校教育について
- 8 東郷地域小中一貫校について
- 9 社会教育について
- 10 文化財の保全・利活用及び文化振興について
- 11 スポーツの振興について
- 12 総務事務について
- 13 選挙管理委員会・監査委員・公平委員会の事務について

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 福元光一